羽咋駅周辺整備基本計画

羽咋市

令和２年３月

目　次

第１章　計画策定 …… 1

１－１　計画策定の目的 …… 1

１－２　計画策定に向けた推進体制 …… 1

１－３　対象位置 …… 2

１－４　これまでの経緯 …… 3

１－５　計画の位置づけ …… 4

第２章　計画与条件の整理 …… 5

２－１　計画条件の整理 …… 5

２－２　利害関係者の整理 …… 8

２－３　敷地条件の整理 …… 11

２－４　計画与条件のまとめ …… 18

第３章　基本方針（整備基本コンセプト・整備基本方針） …… 19

３－１　交流拠点施設整備 …… 19

３－２　川原町線整備 …… 21

３－３　長者川整備 …… 22

３－４　ＳＤＧｓとの関連 …… 23

第４章　導入機能（交流拠点施設） …… 24

４－１　導入機能の基本的考え方 …… 24

４－２　導入機能 …… 24

第５章　ゾーニング・動線計画（交流拠点施設） …… 29

５－１　敷地利用の基本的考え方 …… 29

５－２　ゾーニング計画 …… 31

５－３　動線計画 …… 35

５－４　ゾーニング及び動線計画図（案） …… 38

第６章　整備計画 ････････････････････････････････････ 39

６－１　（仮称）羽咋駅周辺賑わい交流拠点整備計画 ････････････ 39

６－２　川原町線整備計画 ････････････････････････････････ 48

６－３　長者川整備計画 ････････････････････････････････ 52

６－４　計画全体整備イメージ図（案） ････････････････････ 54

６－５　概算事業費 ････････････････････････････････････ 55

６－６　一時避難施設（自由通路等） ････････････････････ 58

６－７　公共交通によるアクセスの確保 ････････････････････ 58

６－８　全体事業スケジュール（案） ････････････････････ 59

第７章　事業手法の検討（交流拠点施設） ････････････････････ 60

７－１　本事業の事業範囲 ････････････････････････････････ 60

７－２　本事業のスキームイメージ ････････････････････････ 61

７－３　事業手法の検討 ････････････････････････････････ 65

７－４　次年度の重点検討事項 ････････････････････････････ 75

参考資料 ･･ 76

参考－１　第１回サウンディング型市場調査結果（要約） ････････････ 76

参考－２　用語解説 ････････････････････････････････････ 77

参考－３　羽咋駅周辺整備基本計画策定委員会　委員名簿 ････････････ 78

第１章　計画策定

１－１　計画策定の目的

羽咋駅周辺整備基本計画（以下「本計画」とする）は、平成 30 年度に策定した「羽咋駅周辺整備基本構想」の基本コンセプト「市民とともに　つくる・楽しむ・集う　羽咋の玄関口らしい地域交流による賑わい創出」を踏まえ、ＪＲ七尾線羽咋駅西口の市有地（商業施設跡地。以下「計画地」とする）、都市計画道路川原町線及びその二つに沿った二級河川長者川の一体的な整備活用により、羽咋駅周辺における賑わいの創出を具現化していくため、計画地における「（仮称）羽咋駅周辺賑わい交流拠点」（以下「交流拠点施設」とする）の整備に向けた導入機能や面積規模、事業手法等の具体的計画、都市計画道路川原町線及び二級河川長者川の整備計画等について策定することを目的とします。

１－２　計画策定に向けた推進体制

本計画の策定体制は以下に示すとおりです。

・「羽咋駅周辺整備基本計画策定委員会」（参考資料参照）
　学識経験者や関係団体代表者、関係行政機関及び公募された市民で構成される
・「羽咋市都市づくり推進室」
　羽咋市庁内の担当各課（地域整備課、生涯学習課、企画財政課、商工観光課、健康福祉課、環境安全課）により構成される

また、パブリックコメント及びまちづくり懇談会を実施し、広く本計画に対する市民からの意見等を反映しながら策定します。

さらに、施設の整備・運営において最適な整備手法を決定するために、市場の動向や事業アイデア、民間事業者の皆様の意向を把握するため、サウンディング型市場調査を実施しました。

１－３　対象位置

本計画の対象位置は下図に示すとおりです。

計画地、都市計画道路川原町線及びその二つに沿った長者川の大きく分けて３箇所です。

ＵＡＶ（無人航空機）から撮影した航空写真でもわかるように、対象位置は羽咋駅と非常に近接しており、羽咋駅周辺の顔及び拠点となり得る場所です。

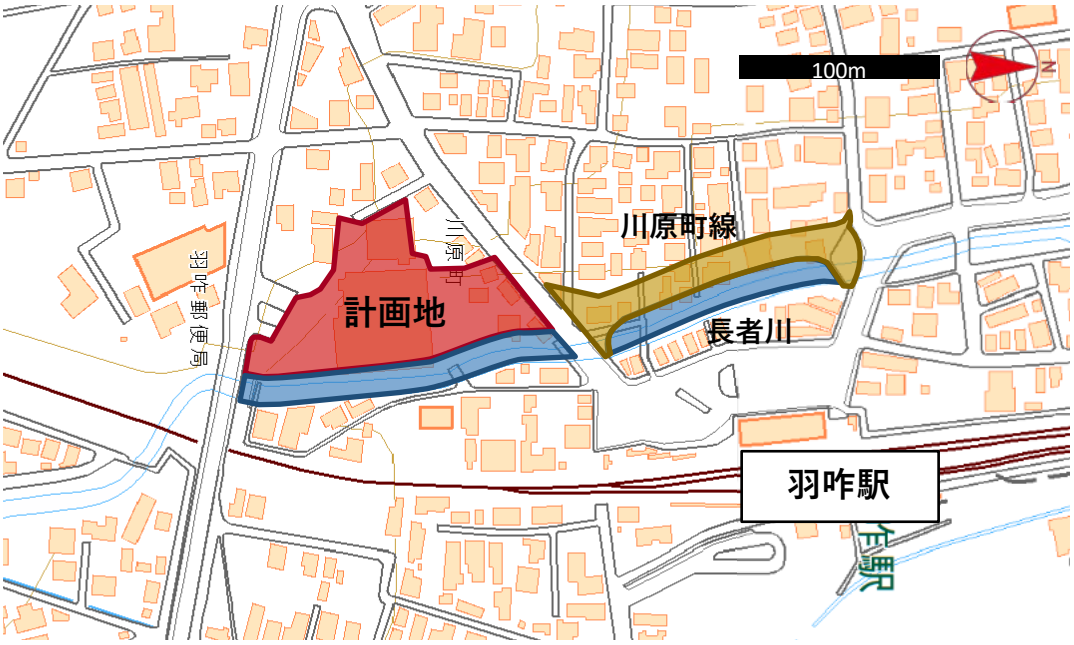

■ UAV 撮影写真

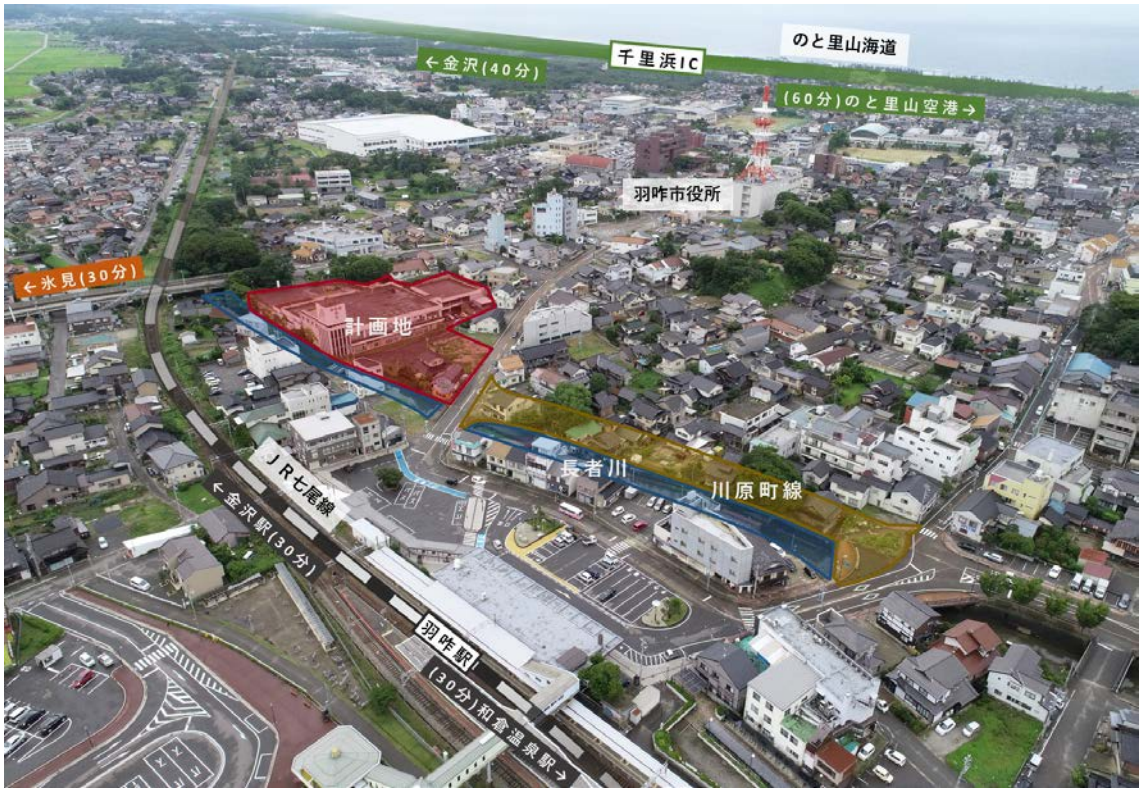

１－４　これまでの経緯

羽咋駅周辺の整備に向けたこれまでの経緯は下表に示すとおりです。

平成 25 年に策定された羽咋市の都市計画に係る基本方針を示した都市計画マスタープラン策定後、その方向性を踏まえ羽咋駅周辺における整備の在り方等について、市民や商業者の意向を把握しながら、平成 31 年３月に、本計画の前提的位置づけとなる羽咋駅周辺整備基本構想がとりまとめられたところです。

実施時期	内　容
平成 25 年 3 月	羽咋市都市計画マスタープラン改定
平成 26 年度	羽咋駅東第一期分譲地整備
平成 26～27 年度	羽咋駅東広場整備 （ロータリー、駐車場、駐輪場）
平成 27～29 年度	羽咋駅西広場整備 （ロータリー、歩車道、アーケード、トイレ）
平成 29 年度	羽咋駅東第二期分譲地整備
平成 30 年 5 月	特別売却により取得
平成 30 年 6 月	市民・商業者アンケート実施
平成 30 年 7～9 月	住民意見交換会実施
平成 31 年 1 月	住民説明会実施
平成 31 年 1～2 月	パブリックコメント実施
平成 31 年 3 月	羽咋駅周辺整備基本構想策定

１－５　計画の位置づけ

本計画は、「第５次羽咋市総合計画（平成 23 年 3 月）」、「羽咋市都市計画マスタープラン（平成 25 年 3 月）」を上位計画とし、「がんばる羽咋創生総合戦略（平成 27 年 10 月）」「羽咋市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」、「羽咋市子ども・子育て支援事業計画」（策定中）及び平成 30 年度に策定された「羽咋駅周辺整備基本構想」を受けた、具体的な整備に向けた計画として位置づけられます。

また、「羽咋市立地適正化計画」（策定中）を具現化するため、整合・連携を図るものです。

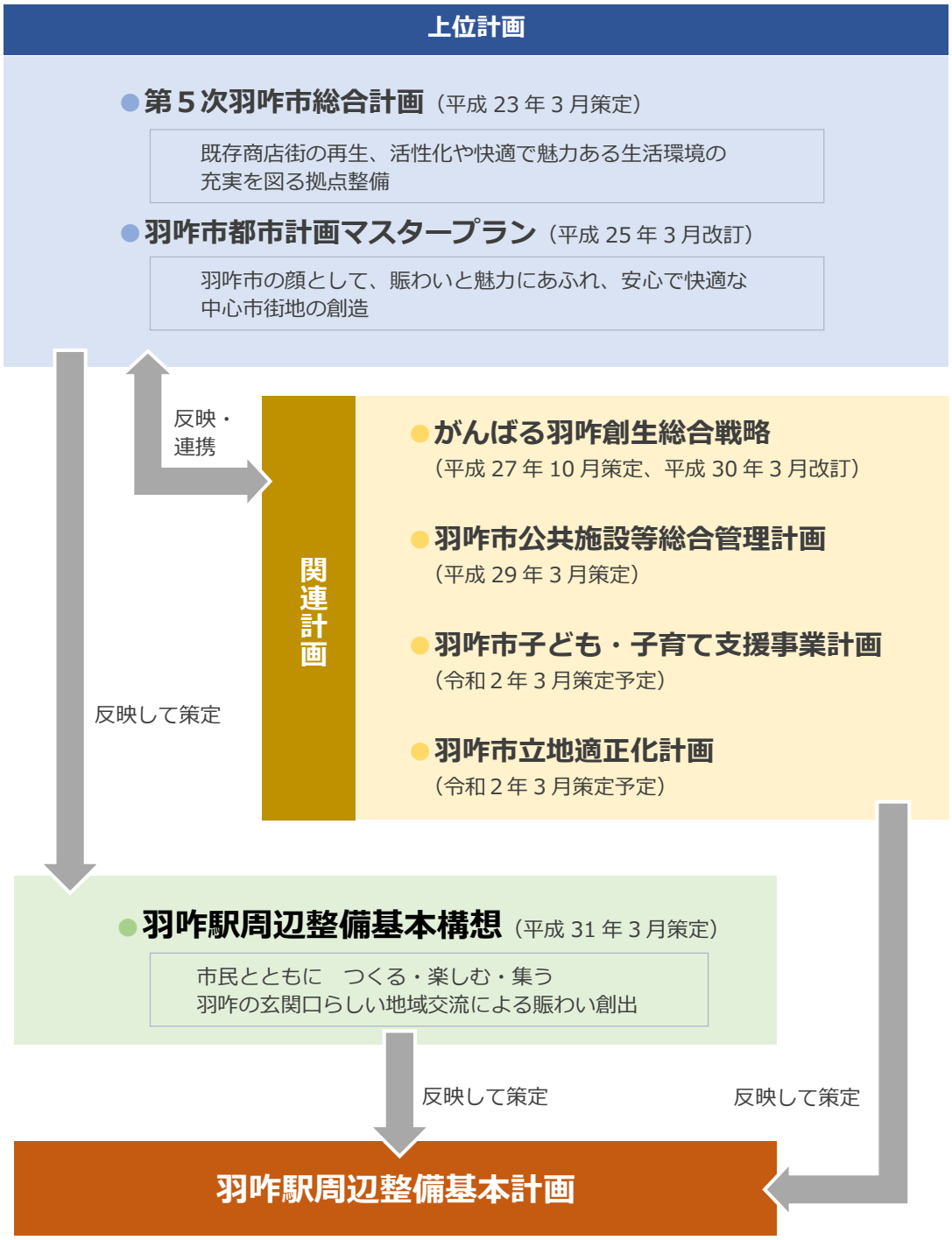

第２章　計画与条件の整理

２－１　計画条件の整理

（１）周辺道路状況

羽咋駅の西側には、都市計画道路南通り線（一般県道若部千里浜インター線）や都市計画道路西街道線（国道 249 号）が貫通していますが、既成市街地では、すれ違いが困難な狭い道路が存在しています。

また、都市計画道路北通り線、的場線が整備されていますが、南通り線の一部は未整備区間（概成済※）であり、長者川沿いの都市計画道路川原町線は未整備となっています。

特に、都市計画道路川原町線については、市街地内幹線道路の骨格をなすばかりでなく、羽咋駅前への通過交通を抑制し、交流拠点施設への市街地方面からの主要なアプローチ道路ともなることから、その早急な整備が必要となっています。

■ 図－羽咋駅周辺道路網

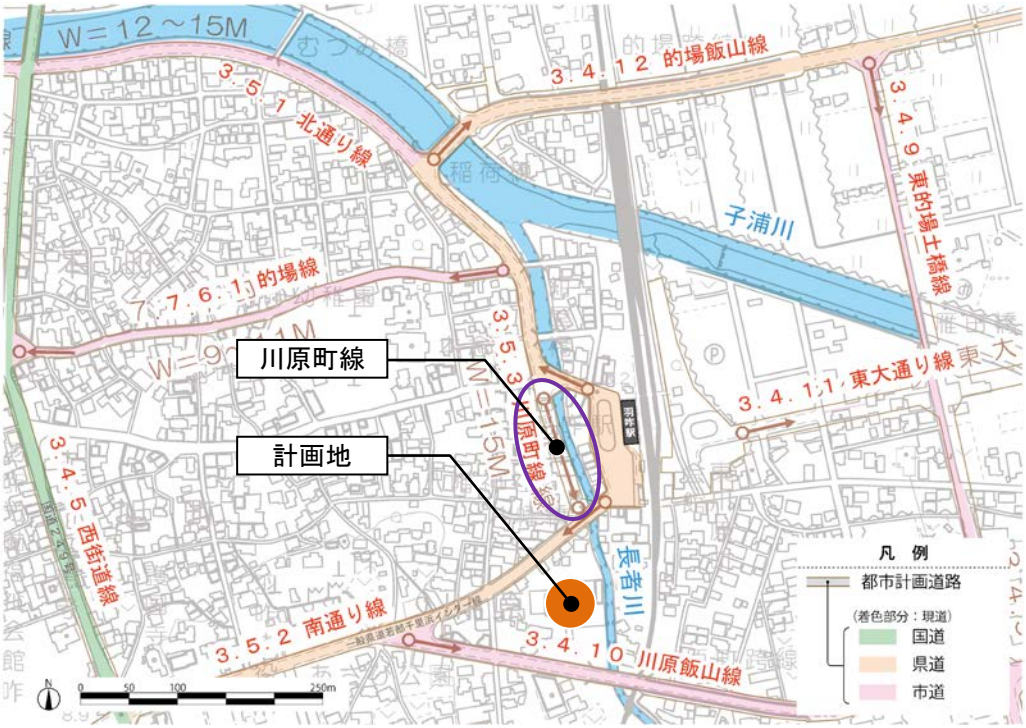

■ 表－計画対象範囲内における国道・県道・都市計画道路

番号	都市計画道路名	計画幅員	整備状況
3.4.5	西街道線（国道 249 号）	15m～16m	概成済・未整備
3.4.9	東的場土橋線	16m	改良済・概成済・未整備
3.4.10	川原飯山線	12～16m	改良済・概成済・未整備
3.4.11	東大通り線	16m～18m	改良済・未整備
3.4.12	的場飯山線	16m	改良済・概成済・未整備
3.5.1	北通り線	12～15m	改良済
3.5.2	南通り線	12～15m	改良済・概成済
3.5.3	川原町線	15m	未整備
7.6.1	的場線	9～11m	改良済

※ 概成済：計画された道路幅員のうち 2/3 以上の幅員が確保され、改良済と同程度の機能を持つ状況

（２）都市計画道路川原町線整備計画

都市計画道路川原町線は、羽咋駅西側の長者川に沿った延長 140m、幅員 15mの都市計画道路であり、中心市街地を取り巻く環状道路の一区間を形成する幹線道路です。

昭和 34 年の都市計画決定後、現在に至るまで全線未整備となっています。

■ 図－標準断面

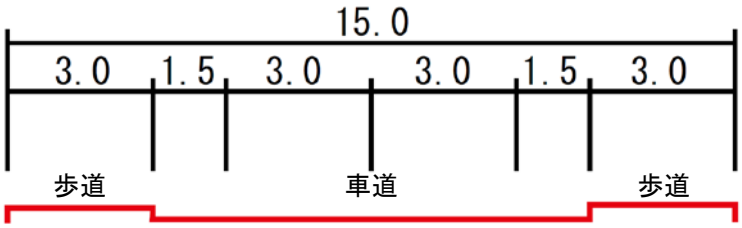

■ 表－計画変更の経緯

決定・変更年月日	内容
Ｓ３４．３．２４	新規決定
Ｓ５２．２．２５	名称変更（2.3.1 川原町線 → 3.5.3 川原町線）
Ｈ　２．７．　６	拡幅および線形の変更（幅員 13m→15m）

■ 図－位置

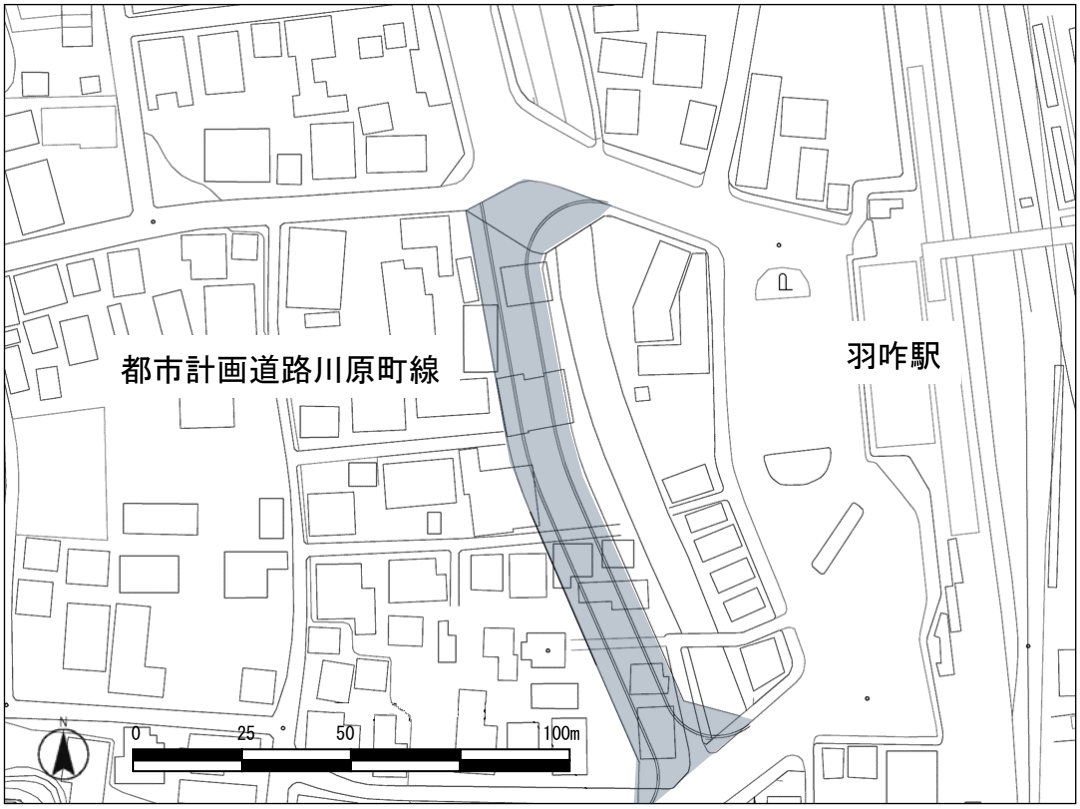

（３）二級河川長者川整備計画

長者川では、平成４年にＪＲ七尾線から下流域の約 600m の区間で河川整備が計画され、下流側約 200m の区間が整備済であり、平成 10 年には事業が休止、翌平成 11 年には中止となりました。紺屋橋より上流側約 400m の区間では、依然未整備となっており、一日も早い事業再開が求められます（以下、紺屋橋から八幡橋までを「未整備区間Ａ」、八幡橋から鉄道橋までを「未整備区間Ｂ」とする）。

■ 図－整備計画位置

■ 図－標準断面（平成４年当時計画）

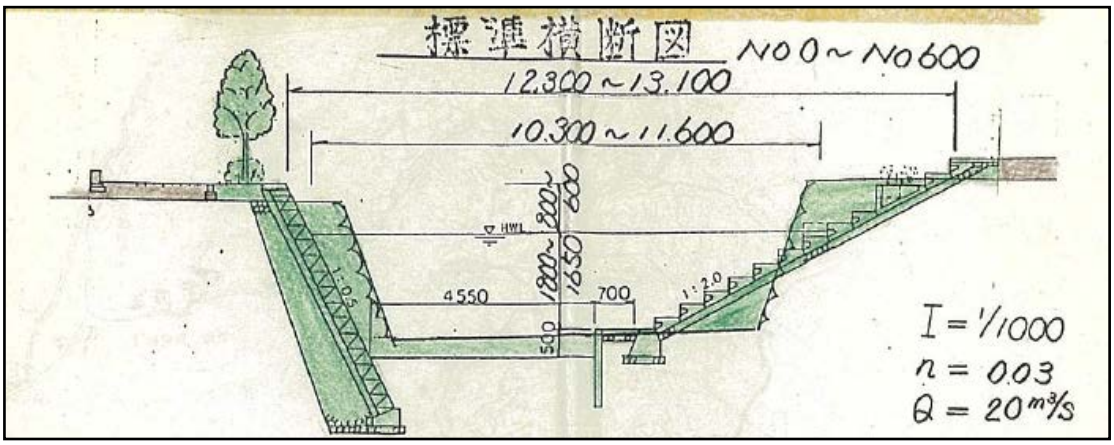

２－２　利害関係者の整理

（１）道路交通量

羽咋駅西口の駅前通りの交通量は、北側の交通量が約 1,800 台/12hr、南側（南通り線）の交通量が約 2,000 台/12hr となっています。

■ 図－羽咋駅西口の交通量（平成 24 年）

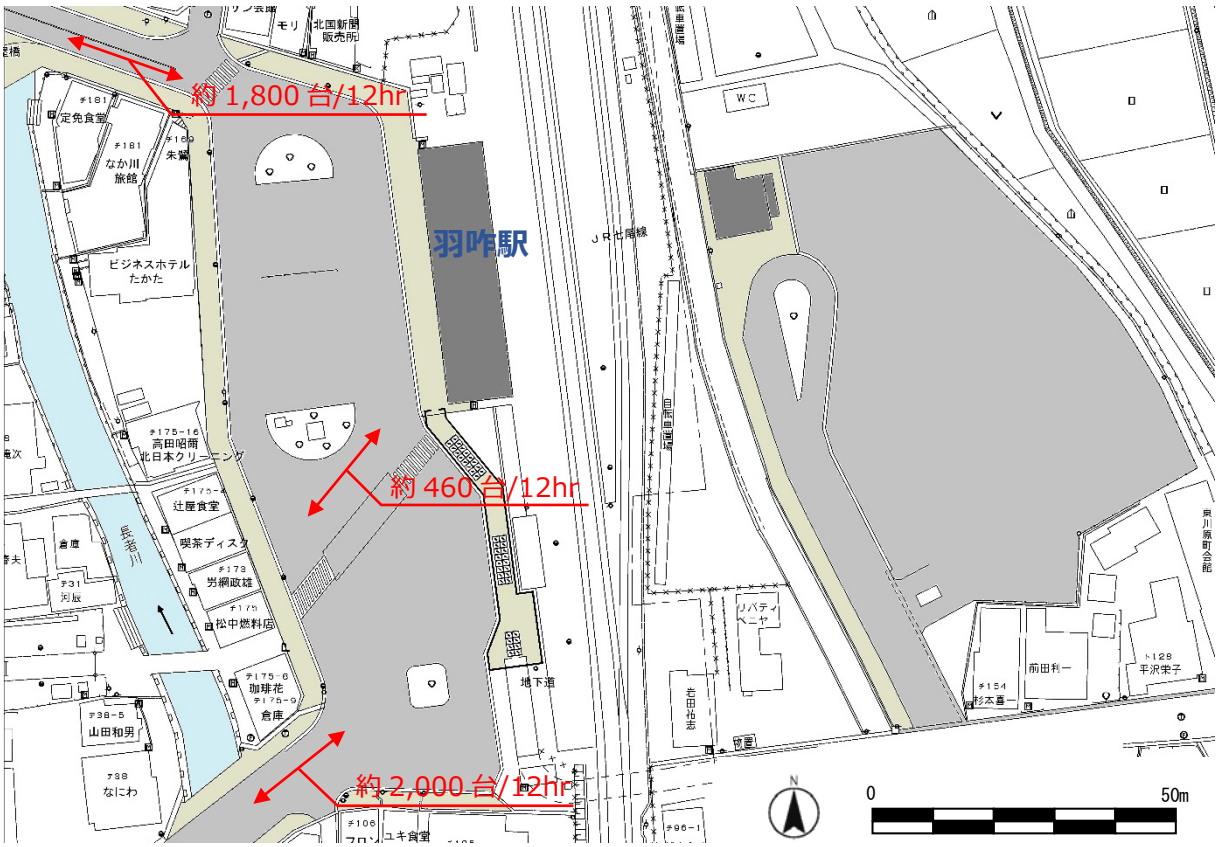

出典：平成 24 年度羽咋市都市計画道路網再編計画

（２）鉄道、バスの利用者数

羽咋駅の鉄道乗客数は、年間およそ 469 千人と推計されています。

また、羽咋駅前停留所を発着するバスのうち、路線バス（北鉄能登バス）の乗降客数は年間およそ 65 千人、市内循環バス「るんるんバス」の乗降客数は年間およそ 15 千人と推計されています。

■ 表－羽咋駅の年間鉄道利用者数（平成 30 年）

内　訳	乗客数
定　期	364,412
定期外	104,461
総　数	468,873

出典：平成 30 年度版羽咋市統計書

■ 表－羽咋駅前停留所の路線バス（北鉄能登バス）年間乗降客数（令和元年）

※令和元年 6 月 8 日～14 日の調査結果をもとに推計

路線名	平日		土曜日		日曜日	
	乗	降	乗	降	乗	降
羽七(東)線	2,923	1,775	260	260	156	156
富来線	22,864	18,792	1,820	2,340	2,340	1,664
富来急行線	3,497	4,333	780	520	312	416
（うち富来方面）	2,610	574	728	0	156	52
（うち金沢駅方面）	887	3,758	52	520	156	364
小計	29,284	24,899	2,860	3,120	2,808	2,236

乗車計	34,952
降車計	30,255
乗降合計	65,207

出典：北鉄能登バス株式会社

■ 表－羽咋駅前停留所の市内循環バス「るんるんバス」年間乗降客数（平成 30 年）

路線名	乗	降
中邑知・富永・循環コース	2,415	1,910
粟ノ保・循環コース	815	1,018
余喜・鹿島路・越路野コース	2,176	2,668
西北台コース	1,063	1,478
神子原・循環コース	710	746
小計	7,179	7,820

乗降合計	14,999

出典：地域包括ケア推進室

（３）主な商業施設

羽咋駅を中心とする半径概ね３km 以内の市域には、スーパーが５件（宝達志水町の１件を含む）、ドラッグストアが６件（建設中の２件を含む）、コンビニが９件存在するほか、既成市街地に商店が数件立地している状況です。

現在の羽咋市の人口規模における適正なスーパー及びドラッグストアの数は 2.1 件、コンビニの数は 7.1 件であり、適正な商業施設数を大幅に超えている状況にあります。

ただし、近隣のあだちストア御陵前店以外の商業施設は、国道等の主要幹線道路沿道に立地しており、羽咋駅に近接するエリアでの買い物環境が不足しているといえます。

■ 図－主な商業施設（商店等）の立地

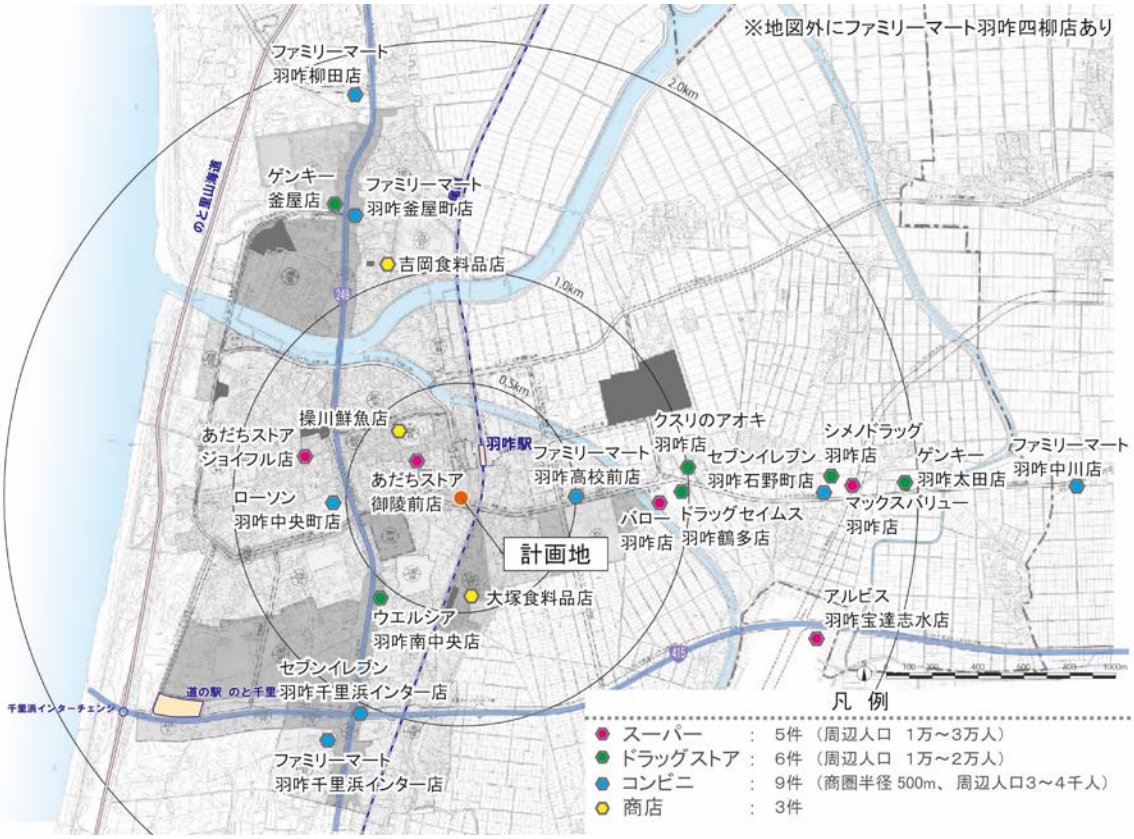

■ 表－羽咋市人口と市内適正商業施設数

年	2019 年	2030 年（推計）	2040 年（推計）
人口	21,411 人	17,123 人	14,024 人
適正スーパー数（1 万人/件）	2.1 件	1.7 件	1.4 件
適正ﾄﾞﾗｯｸﾞｽﾄｱ数（1 万人/件）	2.1 件	1.7 件	1.4 件
適正コンビニ数（3 千人/件）	7.1 件	5.8 件	4.8 件

２－３　敷地条件の整理

（１）関係法令

計画地については、複合施設の立地を想定していることから、特に建築基準法やバリアフリー法への準拠が求められます。

計画地は近隣商業地域に指定されており、風俗営業に係る店舗のほか、いわゆる工場の立地が制限されていますが、商業施設や事務所、遊戯施設、運動施設、病院・診療所、公共施設など多様な用途の建物が建築可能です。

また、防火・準防火地域に指定されていないものの、基本構想でイメージされている施設用途の種類や、一定の集客力を有しかつ相応の規模の建築物となることが考えられることから、十分な耐火性能を有しておくことが求められます。

■ 図－用途地域

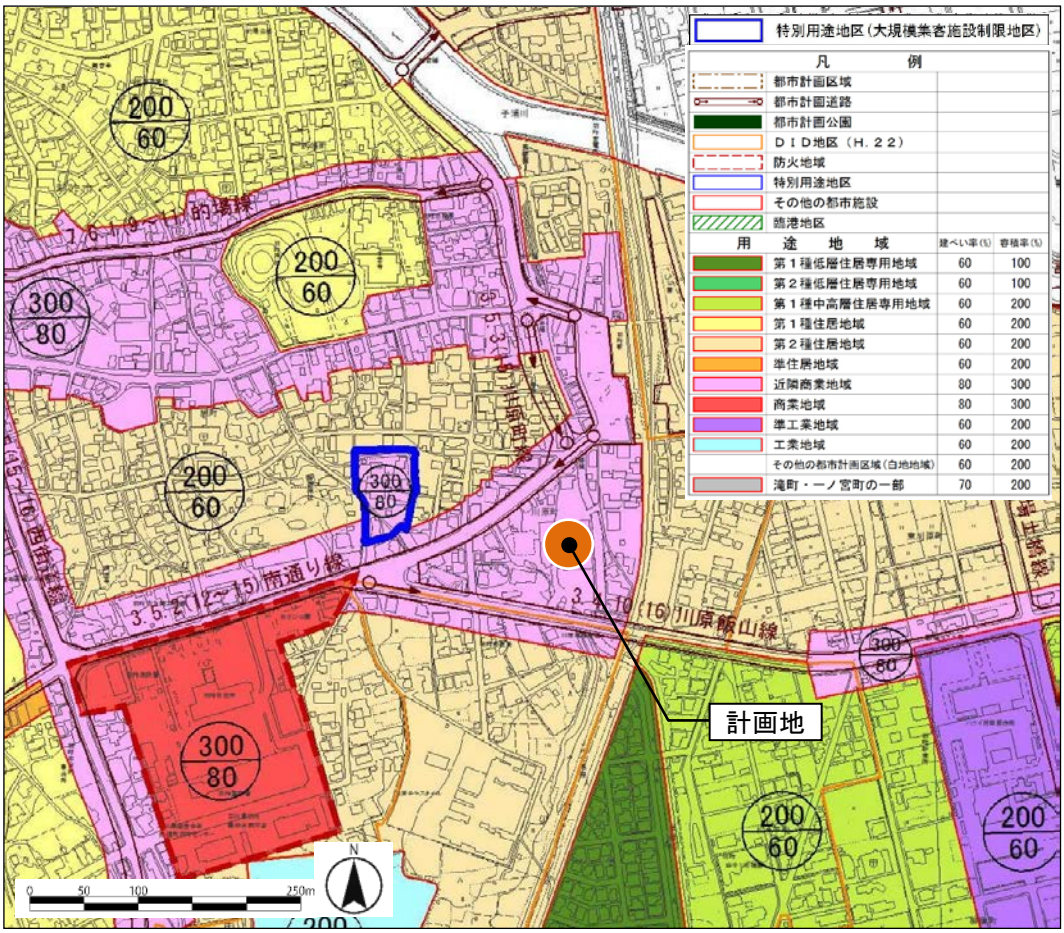

（２）災害関連

災害関連では、土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域の指定はありませんが、洪水浸水想定区域については、羽咋駅周辺が最大浸水 3.0m（子浦川）に指定されています。

計画地の浸水想定は、概ね 0.5m～3.0mであることから、本計画の策定にあたっては十分な対策を講じる必要があります。

■ 図－洪水浸水想定区域（子浦川）

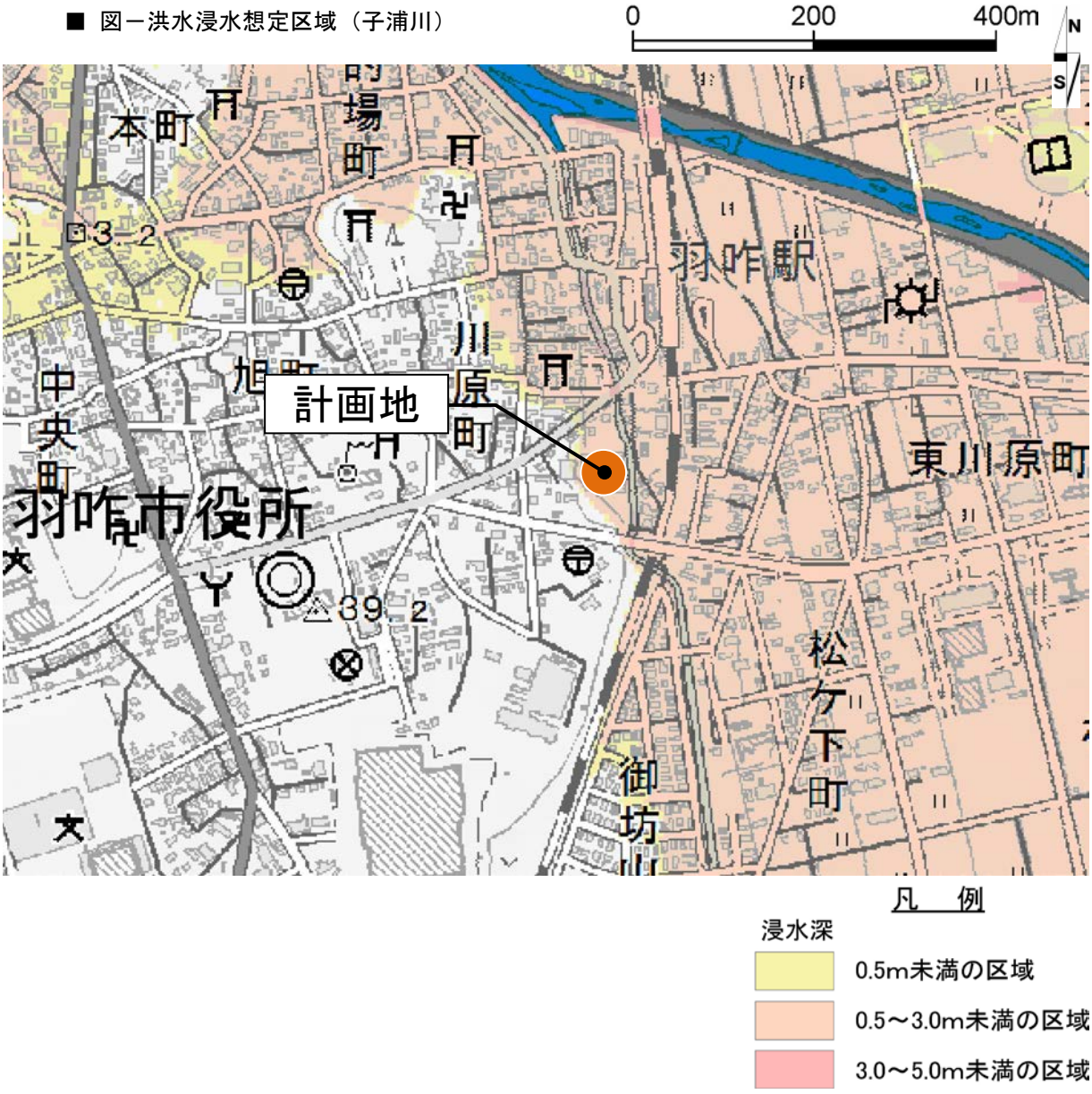

（３）地盤状況

計画地周辺の地盤の状況（羽咋郵便局庁舎、羽咋駅本屋、羽咋電報電話局）などを見ると、土質は概ね砂質で一部シルト、Ｎ値は深度 10m程度まで 10 前後、以深は 30 前後を示しています。

地盤的には大きな課題はないと考えられますが、今後、現地でのボーリング調査を実施するとともに、その結果を踏まえ整備する建築物の規模や構造等との関係を吟味しながら、建築物の構造や基礎工法等について具体的に検討していくことが求められます。

（調査は令和２年度に実施予定）

■ 図－ボーリング柱状図（羽咋駅本屋）

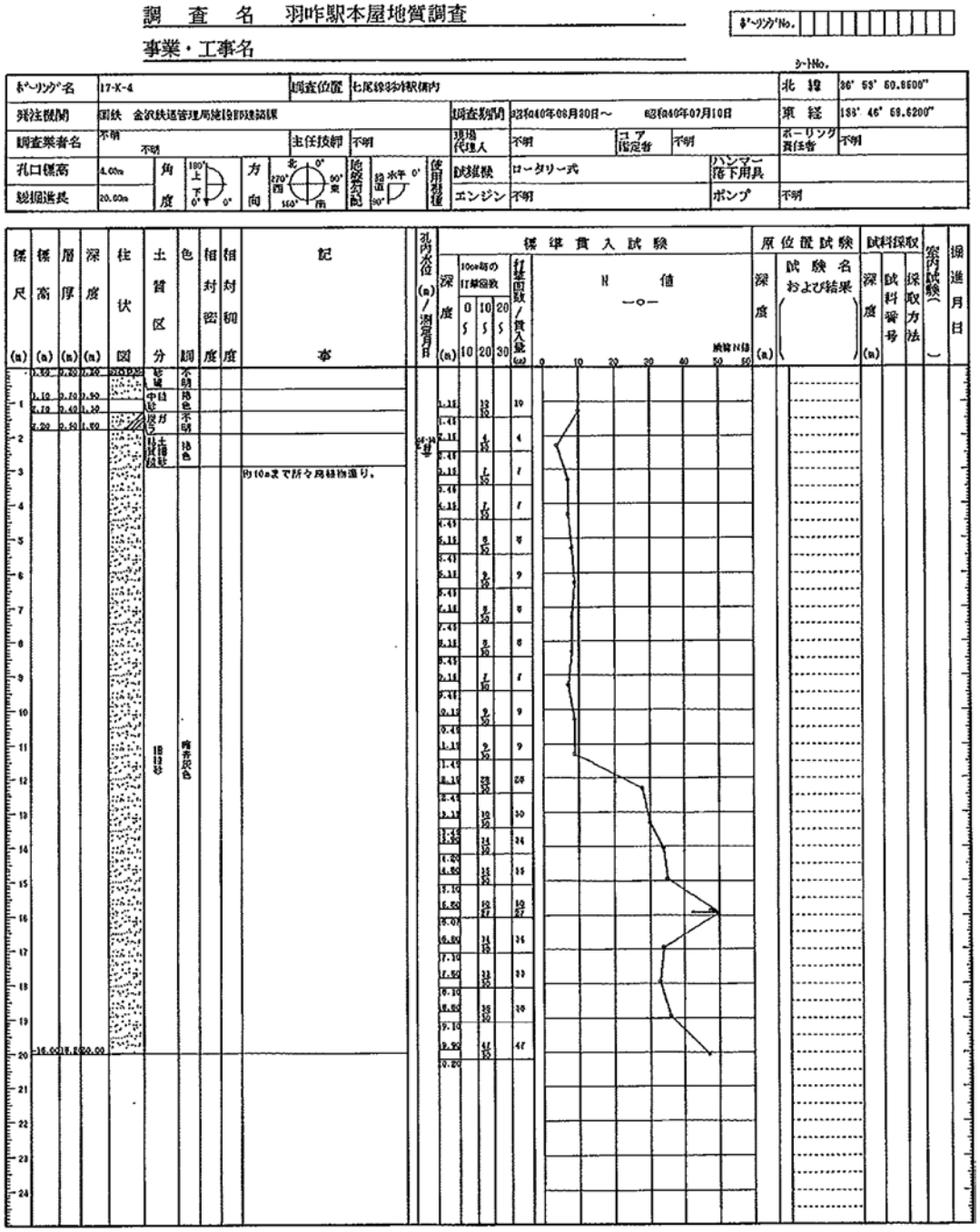

■ 図－ボーリング柱状図（羽咋電報電話局）

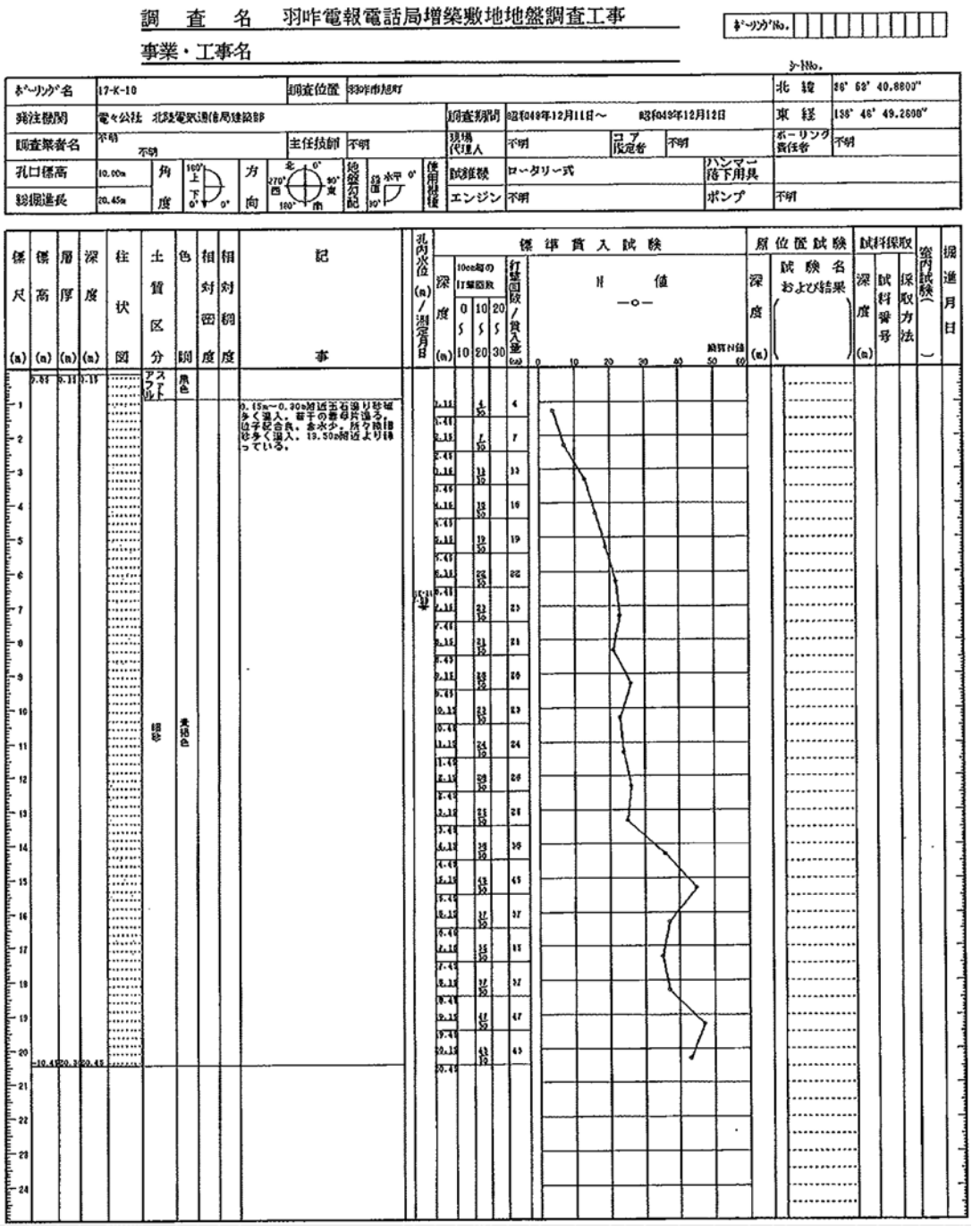

■ 図－ボーリング柱状図（羽咋郵便局庁舎）

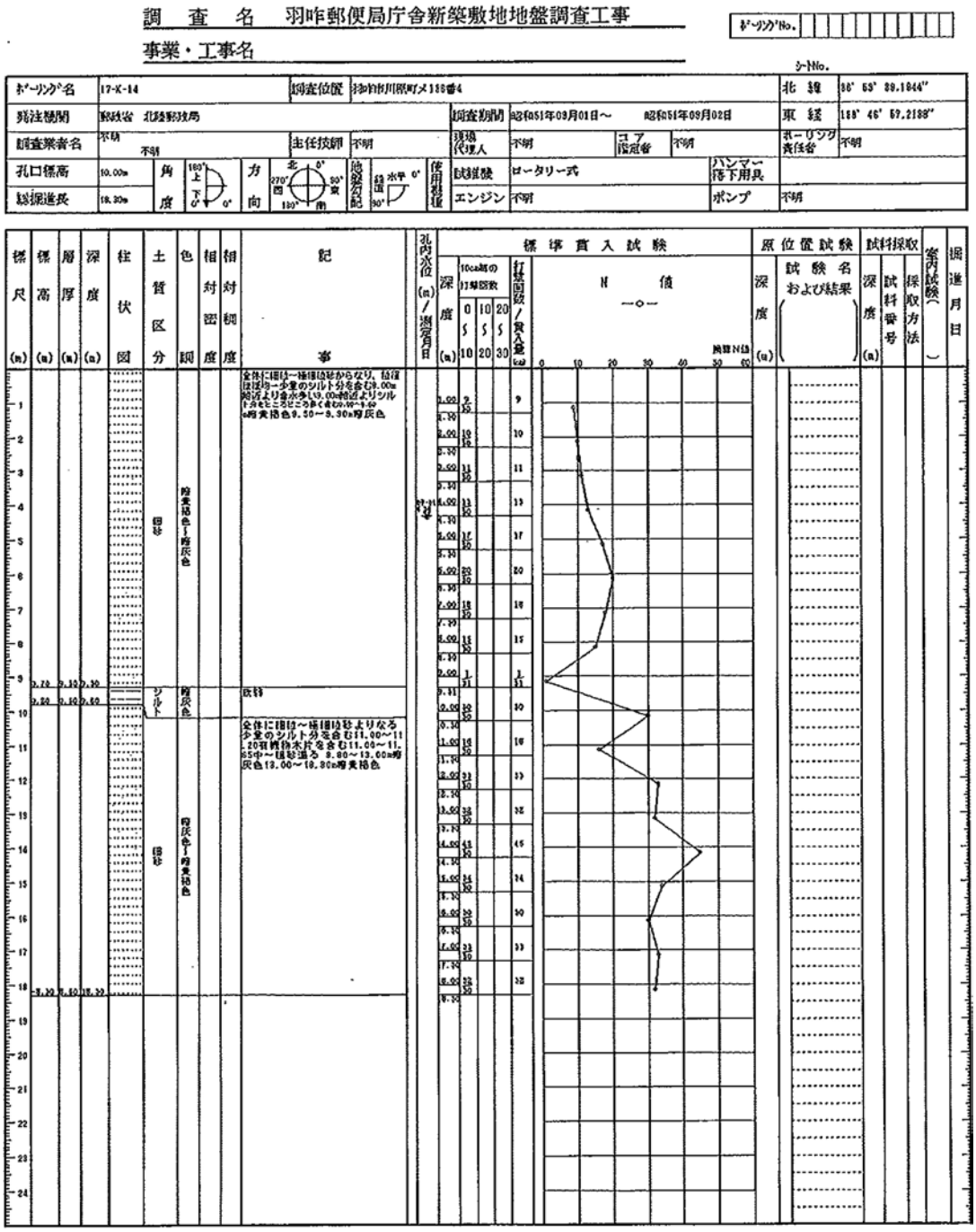

（４）高低差

計画地とその周辺との高低差を国土地理院電子国土 WEB 上のデータで見ると、南北方向では、羽咋駅から計画地まではほぼ平坦ですが、計画地南側の都市計画道路川原飯山線とは約７ｍ近くの高低差があります。

一方、東西方向では、都市計画道路南通り線側と計画地とは約６ｍの高低差があり、長者川が最も低く、計画地とは約 1.6ｍの高低差があり、また、鉄道はほぼ同じ高さです。

羽咋駅側からは高低差があまりなく計画地に容易にアクセスが可能と考えられますが、計画地に接する都市計画道路川原飯山線からは高低差が大きく、直接的なアクセスは困難であるといえます。

■ 図－断面図（国土地理院電子国土 WEB より作成）

【南北方向断面図　A-A´】

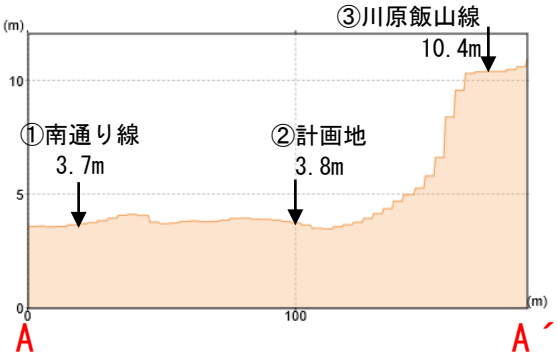

【東西方向断面図　B-B´】

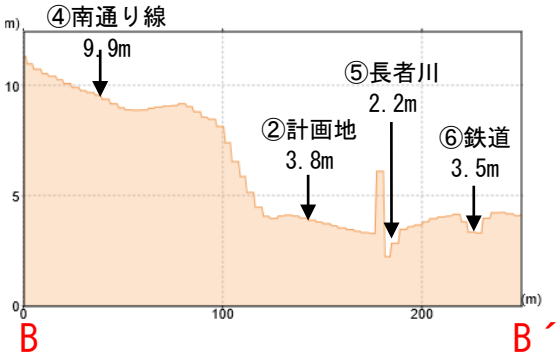

【断面位置図】

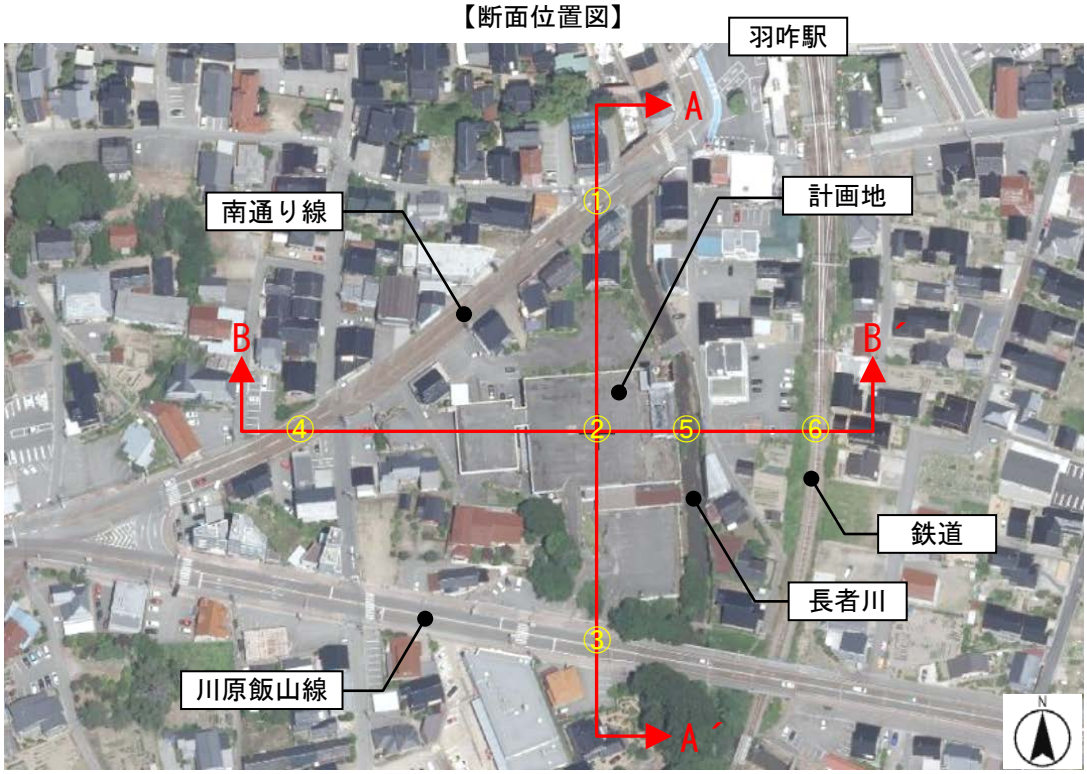

■ 表－敷地条件の整理

番号	法令名	抜粋該当項目	内容
1	都市計画法 建築基準法	容積率	敷地面積の300%以下
		建ぺい率	敷地面積の80%以下
		都市計画区域	非線引き区域
		用途地域	近隣商業地域
		防火地域	指定なし
		高度地区	指定なし
		居室の天井高さ	居室の天井高さは2.1m以上。
		日影規制	高層となる場合は検討を要する
		斜線制限	道路斜線　20m+1.5L　隣地斜線　31m+2.5L 北側斜線　なし
2	駐車場法	自動車の出口及び入口に関する技術的基準	隅切り部切取り線の長さは1.5m以上。
3	建築物省エネ法	―	延床面積2,000㎡以上となる場合は同法の省エネ基準を満たす必要がある。
4	バリアフリー法	階段	主たる階段は、回り階段でないこと。 （ただし、回り階段以外の階段を設ける空間確保が困難であるときは、この限りでない）
		便所	車いす使用者用便房を一以上設けること。
		駐車場	車いす使用者用駐車施設（幅3.5m以上）を一以上設けること。
		移動等円滑化経路	高齢者、障害者が円滑に利用できる経路にしなければならない。 廊下等の幅は1.2m以上。
5	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地範囲	敷地の一部が範囲に含まれる
6	石川県バリアフリー条例	移動等円滑化基準の付加	直接地上へ通ずる出入り口にひさし又は屋根を設けることとする。（除外条件あり）
7	石川県景観条例	石川県景観計画	景観形成重要地域に含まれる
8	民法	外壁後退義務	建物を築造するには、境界線から50cm以上の距離を保たなければならない。
9	土壌汚染対策法	―	（令和2年度調査予定）
10	災害関連	土砂災害警戒区域	指定なし
		津波浸水想定区域	指定なし
		洪水浸水想定区域	最大浸水3.0m(子浦川)
		想定される地震の震度の目安	最大震度6強
11	インフラ整備状況		駅東広場：ロータリー、駐車場、駐輪場 駅西広場：ロータリー、歩車道、アーケード、トイレ
12	交通条件	前面道路幅員	12m（県道若部千里浜インター線）
		交通量	約2,000台（平成24年度羽咋市都市計画道路網再編計画より）
		交通規制	なし
		公共交通	JR七尾線（特急停車）、高速乗合バス（丸一観光、東京～羽咋～七尾）、路線バス（北鉄能登バス、急行1路線、一般2路線）、地域循環バス（6路線）
13	地盤		土質は概ね砂質で一部シルト、N値は深度10m程度まで10前後、以深は30前後 （計画地内で令和2年度調査予定）
14	地形条件		（P16参照）

※ “―”又は抜粋していない内容については、今後の設計や計画を行う際に考慮すべきものと考える。

２－４　計画与条件のまとめ

以上の計画与条件より、本計画の検討にあたって留意すべき主な点は次の通りです。

- 都市計画道路川原町線の整備推進と、計画地との動線的つながりを意識すること
- 長者川の河川整備促進と、長者川と地域との関係を意識し計画地の整備を検討すること
- 計画地への導入施設に関しては、特筆して競合する利害関係者は見られないことから、ターゲット等に応じた柔軟な施設配置を検討できること
- 計画地には多様な用途の施設配置が可能であること
- 計画地一帯は子浦川洪水浸水想定区域に指定されており、安全な駅東西アクセスの確保や配置施設における安全性の確保が求められること
- 施設整備にあたっては、利用者の安全性確保やバリアフリーへの対応及び周辺環境に配慮すること
- 周辺の地盤状況には軟弱性や液状化などの問題は見られないが、計画地においては、令和２年度実施予定のボーリング調査結果を確認する必要があること
- 計画地とその周辺の高低差から、駅側からのアクセスは容易であるが、南側はかなりの高低差があるためアクセスに配慮する必要があること

第３章　基本方針（整備基本コンセプト・整備基本方針）

「羽咋駅周辺整備基本構想」における羽咋駅周辺整備の基本コンセプト**「市民とともにつくる・楽しむ・集う　羽咋の玄関口らしい地域交流による賑わい創出」**を踏まえつつ、整備対象となる計画地における交流拠点施設、都市計画道路川原町線及び長者川について、それぞれの整備基本コンセプト及び基本的な整備方針を設定します。

３－１　交流拠点施設整備

羽咋市の中心部に位置する計画地においては、羽咋の玄関口の顔となる役割を担っており、地域住民、事業者及び羽咋市がともに力を合わせながら、子どもから高齢者まで様々な世代が集う場として、また、市民や施設利用者等のふれあいの場として、羽咋駅周辺の一体的賑わい創出に寄与する新たな活用を図ります。

さらに、地域住民等の日常生活の支えとなる商業環境の充実も含め、便利で安心して暮らすことができる生活環境を一体的・効果的に確保していきます。

このように、計画地の有効活用による、羽咋駅周辺の活性化、魅力化の実現を目指し、整備基本コンセプトを、**『羽咋の未来をともす、集い、ふれあう、賑わい拠点づくり』**と設定します。

【整備基本コンセプト】

『羽咋の未来をともす、集い、ふれあう、賑わい拠点づくり』

※「ともす」という言葉には、長年活用されてこなかった計画地に「灯りをともして明るくする」、羽咋の未来を「輝かせる」拠点となる、という想いのほか、実りある時間を「共にする」というイメージから、地域住民をはじめ多様な市民が、集い語らう団らんの場として利用されるという願いを込めています。

【整備基本方針】

方針１　子ども、子育て世代を“優しくともす”

・交流拠点施設においては、小さな子ども達とその親である子育て世代の方々が、日常的に気軽に便利に利用できる場を確保します。
・子ども、子育て世代に優しい交流拠点施設の整備により、羽咋市の将来を担う若い世代の定住等を促進するなど、羽咋市全体の活性化へとつなげます。

方針２　多様な学び・交流の場を“明るくともす”

・交流拠点施設においては、中高生をはじめ、子どもから高齢者まで、幅広い世代が利用できる明るく開放的な学習と交流の場を確保します。
・交流拠点施設では、学生達の居場所づくりをはじめ、生涯学習の場、研修・研究の場、イベント開催の場等として活用できるスペースを確保するなど、多様な学びと地域内外の交流を促進します。

方針３　便利で安心な暮らしを“暖かくともす”

・交流拠点施設においては、事業者との連携で、羽咋駅周辺の住民等が日常生活を行う上で支えとなる商業環境の確保を検討します。
・近接して流れる子浦川の洪水浸水想定区域内に位置することを踏まえ、地域住民をはじめ交流拠点施設の利用者の安全を確保するため、待避場所としての活用を図ります。
・交流拠点施設及び付帯する広場等については、地域住民をはじめ、駅利用者等多くの人々が行き交うまちなかにおいて、地震等の災害発生時には被災者を暖かく受け入れる一時的な避難場所としての活用を図ります。

方針４　環境と共生し、自然を“美しくともす”

・歴史・文化的に地域の象徴的な場である長者川との一体性に配慮し、親水空間の整備や、憩いの場の創出を図ります。
・交流拠点施設においては、まちなかを彩る緑環境及び体験、学習の場ともなる美しい自然環境の創出を図ります。

３－２　川原町線整備

現在未整備となっている川原町線の整備により、羽咋駅西口への通過交通の流入を抑制するとともに、羽咋駅周辺における体系的な道路ネットワークの構築を図ります。

加えて、ゆとりある歩行者空間の確保等により、歩行者等の安全性・快適性を確保するとともに、並行して流れる長者川と一体的に、駅前の一つの顔となるよう魅力ある整備を目指すものとし、整備基本コンセプト及び整備基本方針を次のように設定します。

【整備基本コンセプト】

『羽咋の未来をつなぐ、快適で魅力ある道づくり』

【整備基本方針】

方針１　安全で快適な道路体系を構築する

・羽咋駅西口への通過交通流入を抑制し、駅前の交通安全性を確保するとともに、中心市街地を取り巻く環状道路ネットワークを構築するため、その整備推進を図ります。

方針２　駅西の賑わいを創出するメインストリートを形成する

・計画地の活用や長者川の河川整備と一体的に、沿道の効果的活用や安全・快適な歩行者環境の確保により、駅前のメインストリートを形成し、駅西エリアの賑わい創出への寄与を図ります。

３－３　長者川整備

近年の豪雨災害などの状況を見ると、河川の氾濫による水害への対策が急務であり、羽咋駅西口を流れる長者川全線の河川整備により防災性を高め、周辺住民等の不安を解消するとともに、災害に強いまちづくりの実現を図ります。

一方、長者川では毎年９月中旬に川渡し神事が行われるなど、地域の歴史・文化と深い関わりを有しており、その歴史・文化を後世に継承する場としての象徴性や、日常的な地域住民の憩い、親しみの場となるような水辺空間の創出を図ることを目指すものとし、整備基本コンセプト及び整備基本方針を次のように設定します。

【整備基本コンセプト】

『羽咋の未来に流れる、安全安心な親しみのある川づくり』

【整備基本方針】

方針１　浸水災害のリスクを軽減し、地域の安全安心な暮らしを守る

・ゲリラ豪雨等に起因した、長者川の氾濫による浸水災害に対する地域住民の不安を解消するため、県等関係機関への事業要望を引き続き行い、早急な河川整備を促進します。

方針２　地域の歴史・文化を守り活かす場として継承する

・川渡し神事の場として、神聖かつ地域にとって重要な場所としての位置づけを踏まえ、治水的河川整備のみならず、安全かつ効果的に神事を行うことができるよう、河川整備を促進し、地域の象徴性創出を図ります。

方針３　貴重な水辺空間としての親水性を確保する

・身近な空間として存在する長者川の水辺について、計画地や川原町線の整備と一体的に捉えながら、住民や来訪者にとって、より親しみが感じられる憩いの水辺空間づくりを図ります。

３－４　ＳＤＧｓとの関連

本計画では、ＳＤＧｓ※の理念に沿って、以下に示す６つのゴールについて取組み、地域における自律的好循環の創出を目指します。

羽咋市は、国の地方創生ＳＤＧｓ官民連携プラットフォーム会員として、ＳＤＧｓの実施促進とより一層の地方創生に取り組みます。

※ＳＤＧｓとは・・

Sustainable Development Goals の略で、「持続可能な開発目標」と訳される。
2015 年 9 月の国連サミットで採択され、“誰一人取り残さない”世界の実現に向けて、2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標（ゴール）を定めている。

ゴール３　**「すべての人に健康と福祉を」**
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

ゴール４　**「質の高い教育をみんなに」**
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

ゴール７　**「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」**
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

ゴール９　**「産業と技術革新の基盤をつくろう」**
強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

ゴール１１　**「住み続けられるまちづくりを」**
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

ゴール１７　**「パートナーシップで目標を達成しよう」**
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第４章　導入機能（交流拠点施設）

４－１　導入機能の基本的考え方

設定に当たっては、**基本構想で抽出された「交流機能」、「広場機能」、「商業機能」の３つの機能を基本機能**とし、整備基本方針の実現に向けた交流拠点施設への導入機能を以下のように設定します。また、各導入機能との連携により相乗効果的な機能発揮を図るものとします。

４－２　導入機能

三つの基本機能に対応した導入機能及び各機能の主な役割の体系は以下の通りです。

基本機能	導入機能	主な役割
1 交流機能	1-1 子育て支援機能	●子どもたちが屋内で安全にかつ楽しく集える場
	1-2 学習機能	●子どもから若者、高齢者まで、市民が気軽に学習できる場
	1-3 コミュニティ機能	●地域住民等全世代の交流・活動の場
	1-4 健康増進機能	●若い世代や高齢者まで快活に暮らし続けられる健康づくりの場
2 広場機能	2-1 広場機能	●多様なイベント開催など、地域の賑わい創出・交流を促進する広場 ●若者にも人気のアーバンスポーツなどを気軽に楽しめる広場
	2-2 駐車場機能	●施設利用者及び搬入車両用の駐車場（障がい者等のための優先駐車スペースを含む）
3 商業機能	3-1 生活サービス機能	●子どもや若者などの休息の場として、また、生活に密接した各種サービスを、本施設に来訪した際に効率的に利用できる場 ●屋内外のオープンスペース等での市場開催等を通じた地産地消、交流・賑わいの場
	3-2　魅力向上機能（民間からの提案）	●民間活力の導入を図りながら、生活利便性の向上と賑わいを創出する場

１　交流機能　1-1 子育て支援機能

人口の減少、特に若い世代の減少は、地域の活力を低下させる大きな要因です。羽咋駅周辺においても、羽咋市の中心市街地としての賑わいを再生、創出するため、駅を中心とした活力あるコンパクトなまちづくりを推進していくことが求められています。

そこで、子育て支援機能として子ども達が雨の日などでも屋内で楽しく時間を過ごせる場等の確保により、子育てしやすい環境づくりを図り、羽咋駅周辺への若い世代の定住を促進します。

子育て支援機能については、学習機能や生活サービス機能等との連携により、子ども同士や親同士、親子の交流の場、休息の場等として利活用を図ります。

屋内子ども広場イメージ（栃木県小山市）

屋内子どもスペースイメージ（長崎市）

１　交流機能　1-2 学習機能

子どもから高齢者まで幅広い世代において、学習に対するニーズは高くなっています。

身近な所に、また、通勤通学の帰りに気軽に立ち寄れる場所にあれば、非常に利便性が高く、また各種研修等を通じた交流の促進にも寄与します。

そこで、学習機能として、子ども達の STEM 教育（科学・技術・工学・数学の教育分野を総称した言葉）の場をはじめ、通信環境の整った静かな環境の中での自習・研究の場及び教育相談や教育関連研修の場等の確保により、多様な学習機会と学習を通じた交流機会の提供を図ります。

学習機能については、子育て支援機能やコミュニティ機能等との連携により、子ども達の学習に特化した運用や、学習を通じた多様なコミュニティの形成促進に資する利活用を図ります。

子どもプログラミング教室イメージ

自習・研究スペースイメージ

1 交流機能　1-3 コミュニティ機能

地域の活力や賑わいを創出するには、単に定住人口増や来訪者を確保するだけではなく、地域住民同士や地域住民と来訪者との相互の関係、つまりコミュニティの形成が必要不可欠です。

そこで、会議スペースや工房作業を通じたコミュニティ形成の場等の確保を図り、地域住民や施設利用者の交流を促進します。また、最近若者に人気のｅスポーツを若者の交流の場として活用するなど、特徴的なコミュニティの場の形成を図ります。

コミュニティ機能については、会議スペースなどの多面的利活用により、学習機能や健康増進機能等と連携しながら、空間の有効活用を図ります。

シェア工房イメージ（千葉県柏市）

ｅスポーツイメージ

1 交流機能　1-4 健康増進機能

高齢社会が進行する中、いつまでも健やかに暮らせる身体づくりや、エクササイズを通じた健康志向の高まりが見られます。また、BMX、スケートボード、パルクール、インラインスケート、ブレイクダンスなどの都市型スポーツ、いわゆるアーバンスポーツは、若者を中心に新しいスポーツとして人気があります。

そこで、若者から女性や高齢者の方まで、幅広い世代をターゲットにした健康増進及びスポーツ機能の導入により、身近な場で運動、スポーツに親しみ楽しめる場を確保することにより、賑わいと交流の創出を図ります。

健康増進機能については、学習・研究スペースなどのコミュニティ機能や屋外における広場機能と連携しながら、多様な活動・交流の場形成に資する利活用を図ります。

ヨガ教室イメージ

スケートボード場イメージ（東京都板橋区）

２ 広場機能　2-1 広場機能

交流拠点施設は、羽咋駅に近接し、羽咋駅周辺の新たな拠点としての役割を担っており、多様な人々が集い交流する場として有効に空間利用することが求められています。

また、地域の歴史・文化と深く関わる長者川に隣接することから、長者川を意識した広場空間の確保や、さらに、子どもや若者などが屋外でも安全に快適に利用できるような広場空間を確保しておくことも必要です。

そこで、本施設の顔としても機能するイベント開催の場をはじめ、長者川沿いの散策空間、多目的に利用できる広場空間、若者も楽しめるアーバンスポーツ広場など、屋外あるいは半屋外の空間を有効に活用しながら、多様な人々が集うことによる、地域の賑わい創出を図ります。

広場機能については、地域の祭事や各種イベント事業等との連携をはじめ、学習機能や健康増進機能と連携し、屋外を活用した観察、体験、運動の場としての利活用を図ります。

イベント広場イメージ（東京都中央区）

屋外広場イメージ（北海道札幌市）

川沿いの散策空間イメージ（ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ・ﾀﾞﾌﾞﾘﾝ）

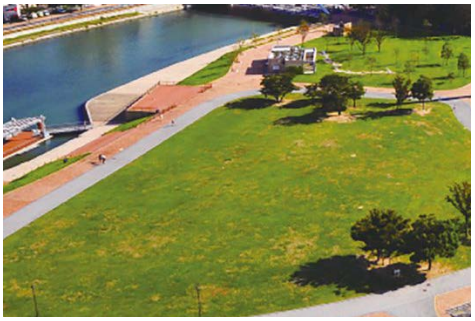

多目的広場イメージ（福岡県北九州市）

２ 広場機能　2-2 駐車場機能

交流拠点施設は、一定の集客が見込まれる施設であり、身体の不自由な方や子育て世代に優しい優先駐車スペースを含めた、駐車場を確保する必要があります。

敷地条件より、大規模な駐車場の確保が困難であることから、アクセス動線も考慮しながら必要な駐車場の確保を目指します。さらに、民間事業者の提案による商業機能等が導入される場合は、民間事業者と連携・調整しながら、できる限り多くの駐車場の確保に努めます。

また、将来的には、新しいモビリティサービスにも対応した駐車場機能の検討を行います。

3 商業機能　3-1 生活サービス機能

交流拠点施設が集い、ふれあう、賑わい拠点として機能するためには、飲食や買い物ができる空間の確保が必要不可欠です。

そこで、商業機能としての生活サービス機能を導入し、子ども連れの親や若者などに気軽に利用してもらえるような飲食空間の確保や、日用品等の販売を中心とした店舗等の導入により、本施設の魅力化と地域住民の日常的な暮らしの利便性向上を図ります。

生活サービス機能は、基本的には民間事業者による展開が想定されますが、飲食関連については交流機能、広場機能との関連も深いことから、それらを踏まえた機能配置や一体的な空間活用などを検討します。

飲食（カフェ等）イメージ

飲食（ベーカリー等）イメージ

生活日用品店イメージ

生活日用品店イメージ

3 商業機能　3-2 魅力向上機能（民間からの提案）

駅に近接する立地条件を活かした、交流拠点施設の更なる魅力の向上に寄与し、かつ、一定の収益性が見込まれる機能を、民間事業者からの提案を踏まえながら検討します。

ホテルイメージ

マンションイメージ

第５章　ゾーニング・動線計画（交流拠点施設）

５－１　敷地利用の基本的考え方

敷地条件の整理や前章で検討した導入機能等を踏まえ、計画地における敷地利用の考え方を以下の様に整理します。

敷地利用にあたっては、大きくエントランスゾーン、広場ゾーン、施設ゾーン、駐車場ゾーンの４つのゾーンに区分し、さらに詳細のゾーニング及び動線について検討します。

① エントランスゾーン ➡ 羽咋駅に最も近い敷地北側に配置

・羽咋駅との連続性や羽咋駅周辺市街地に向けた顔づくりが必要であること、計画地に平面的にアクセス可能な道路は、北側（都市計画道路南通り線側）のみであることから、エントランスゾーンは敷地北側に配置します。

② 広場ゾーン ➡ オープンスペースとなる長者川に面して配置（敷地南側含む）

・敷地東側に接して南北に流れる長者川は、水辺空間として貴重なオープンスペースとなっていることから、一体的な空間利用が可能となるよう長者川に面して広場ゾーンを配置します。

・施設ゾーンとの関係において、敷地南側についても広場ゾーンを配置します。

③ 施設ゾーン ➡ 核的存在として敷地中央部に配置

・本計画の核となる施設については、上記エントランスゾーンとの近接性や広場ゾーンとの一体性などの関係性を持たせるため、敷地中央部に配置します。

・災害発生時において、避難所として 800 名程度※を収容できる規模を確保しやすい、敷地中央部に配置します。

・施設ゾーンについては、民間事業者からの提案等を受け、ボリューム感や配置について調整するものとします。

④ 駐車場ゾーン ➡ 敷地西側に配置

・敷地西側において、駐車場ゾーンを配置します。

・敷地北側を走る都市計画道路南通り線に隣接する部分を路線バス、コミュニティバス及び高速バスの乗降場として活用します。

・駐車場ゾーンの配置にあたっては、特に隣接宅地等に配慮した緩衝ゾーンを確保するものとします。

※計画地周辺における主要避難所である市役所横の体育館の代替機能として想定。従来、当該施設を避難所とする町会（川原町・旭町）の住民数が約 800 人。

■ 図－敷地利用の考え方

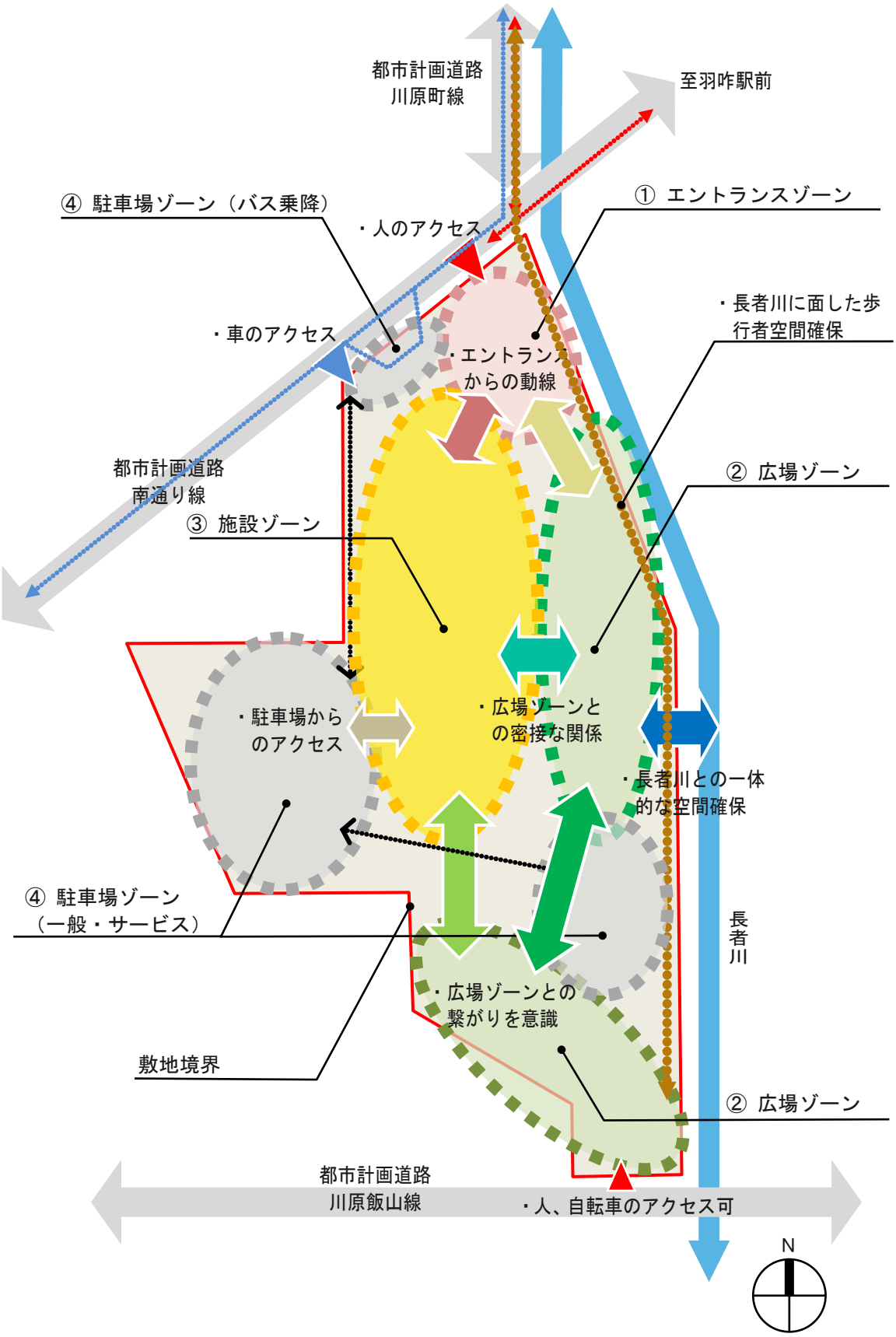
都市計画道路
川原町線
至羽咋駅前
④ 駐車場ゾーン（バス乗降）
・人のアクセス
① エントランスゾーン
・車のアクセス
・長者川に面した歩行者空間確保
・エントランスからの動線
都市計画道路
南通り線
② 広場ゾーン
③ 施設ゾーン
・駐車場からのアクセス
・広場ゾーンとの密接な関係
・長者川との一体的な空間確保
④ 駐車場ゾーン
（一般・サービス）
長者川
・広場ゾーンとの繋がりを意識
敷地境界
② 広場ゾーン
都市計画道路
川原飯山線
・人、自転車のアクセス可
N

５－２　ゾーニング計画

敷地利用の基本的考え方を踏まえ、各ゾーンについて、それぞれの役割や関係性を念頭に詳細のゾーニング計画を行います。

① エントランスゾーン

①－１　マーケット・テラスゾーン

・エントランスゾーンは交流拠点施設の顔としての役割を有することから、羽咋駅や市街地方面から計画地へ人々を迎え入れる正面玄関として位置づけます。

・施設ゾーンへのアプローチともなることから、高質な舗装整備や利用者の安全性の確保を兼ねた夜間演出に加え、本市の重要な観光資源となっている“砂像”の展示を行うなど、交流拠点施設の印象を決定づける効果的な整備が必要となります。

・また、地域性に配慮した高木の配置や、季節を彩る花々を配置するなど、植栽による景観演出を行います。

・面的に比較的広い空間を確保できることから、定期的なマーケット（地場農産物市場等）の開催や、各種イベント会場としても有効に活用を図り、計画地の賑わいを創出します。

② 広場ゾーン

②－１　グリーン・テラスゾーン

・長者川のあるオープンスペースと一体的に、施設ゾーンに面して多目的に利用できる芝生等の広場として配置を図ります。
・元気に駆け回る子どもたちの声が聞こえる広場として活用を図ります。
・また、エントランスゾーン側のマーケット・テラスゾーンと面的に連続して配置することから、イベント開催時には一体的な活用を図ります。
・災害発生時等の非常時には、オープンスペースとして一時的な避難場所及び応急活動の拠点としての役割も担います。

②－２　アーバンスポーツゾーン

・ガーデン・テラスゾーンの南側に、若者に人気のスケートボードやBMX等のアーバンスポーツが楽しめる広場として配置を図ります。
・アーバンスポーツを楽しむ若者の活き活きとした姿が、躍動感ある地域の姿を象徴します。

②－３　ガーデン・テラスゾーン

・アーバンスポーツゾーンの北側に、落ち着いた雰囲気の中で休息できる庭園的広場として配置を図ります。
・北側に連続するグリーン・テラスゾーン、南側のアーバンスポーツゾーンの動的なイメージとは異なる、静的な広場としての整備を検討します。
・地域の風土等に配慮しながら、人工的ではない自然づくりを目指し、一息入れたい親御さんのリフレッシュの場、子どもの自然観察の場等として活用を図ります。

②－４　フォレスト・テラスゾーン

・広場ゾーンの最も南側で、急な斜面を含む不整形な土地であることから、積極的な活用ゾーンではなく、中高木等を配置した疎林広場として配置を図ります。
・ただし、エントランスゾーンからのアイストップ的位置にあることから、計画的な植栽が必要になります。
・また、計画地南側にある都市計画道路川原飯山線との高低差を利用した運動空間とするなど、子どもたちの遊び場としての活用を検討します。

②－５　リバーサイドウォークゾーン

・広場ゾーンの長者川沿いに、散策路的空間として配置を図ります。
・計画地北側にある都市計画道路川原町線と一体的に市街地とのネットワークを形成します。

③ 施設ゾーン

③－１　ショッピング・テラスゾーン

・施設ゾーン北側には民間事業者等による、食品、衣料、雑貨等の日常生活品販売等の商業施設を配置し、地域住民等の生活利便性の向上と、買い物客による賑わいの創出を図ります。

・また、カフェ等飲食施設の配置も図り、買い物客をはじめ広場利用者等の休息の場として活用します。

・また、施設の規模等を吟味しながら、市民等にとって自由度の高い活用が可能な共有（シェア）空間の導入について検討します。

③－２　コミュニティ・テラスゾーン

・施設ゾーン南側には民間事業者等と連携しながら、子育て支援、学習、コミュニティ機能などを配置し、多様な人々の交流を育む場としての活用を図ります。

・各機能（施設）の配置にあたっては、各機能の性格や利用者の使い勝手等を考慮しながら低層部や上層部などへ適切に配置するものとします。

③－３　センター・テラスゾーン

・上記の２つの施設については、その整備主体によっては分離配置することが望ましいと考えられますが、動線的にはそれらを適切に連絡しておく必要があります。

・特に３階以上のレベルにおいて、渡り廊下的な連絡手段を配置します。

・ただし、テラス下部の日当たり等を考慮した形状としたり、テラス自体を有効なスペースとして活用するなどの工夫が求められます。

④ 駐車場ゾーン

④－１　一般車両・サービス車両駐車場ゾーン

・駐車場については、一般車両駐及びサービス車両駐車場として、施設ゾーンの西側及び南側を基本として配置します。

・なお、民間からの提案を踏まえ商業機能が導入される場合においては、別途駐車場の確保についての調整・検討が必要になります。必要に応じて、当該地以外の近隣部での駐車場の確保も検討します。

・さらに、立地適正化計画における本市が目指す都市構造の実現に向けて、公共交通利用の促進が重要であるため、パーク＆バス・レールライドの推進も視野に入れ、千路駅や南羽咋駅や主要なバス停の周辺（ex.農村公園駐車場、旧邑知公民館駐車場　など）で駐車場を確保していくことも踏まえ、駐車場の規模を検討する必要があります。

・また、現在、実験的導入が進んでいるパーソナルモビリティの利用も視野に入れた駐車場の形態・規模等を、今後検討する必要があります。

・駐車場ゾーンに隣接する一般住宅地に対し、騒音や景観上の配慮が求められることから、隣接部において緑地等緩衝帯を設置するなど、適切に対応するものとします。

④－２　バス乗降ゾーン

・エントランスゾーン西側に隣接し、アクセス路となる都市計画道路南通り線に並行して、路線バス、コミュニティバス及び高速バスの乗降場の配置を図ります。

・エントランスゾーンと隣接することから、車両の出入り部等における安全性の確保に十分配慮するものとします。

■図－パーク＆バス・レールライド　イメージ図

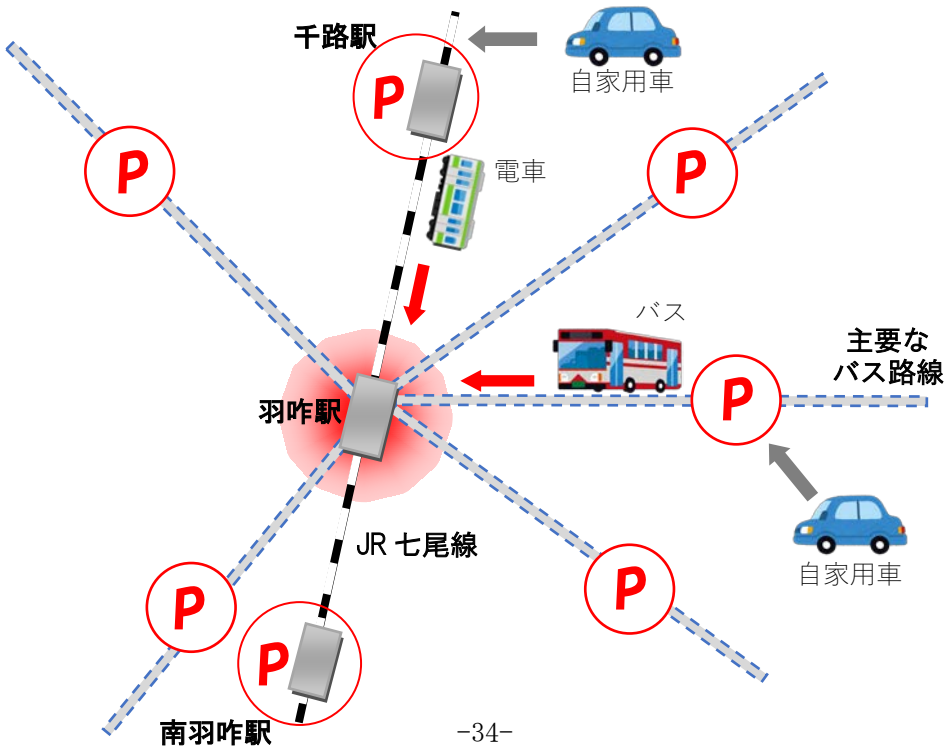

５－３　動線計画

詳細のゾーニング計画とともに、各ゾーンを連絡する人・車動線の計画を行います。

① 車動線

・計画地前面を通る都市計画道路南通り線（県道 232 号若部千里浜インター線）を計画地へのメインアクセス道路として位置づけます。

・羽咋駅西側市街地方面からは都市計画道路北通り線（県道 232 号若部千里浜インター線）及び川原町線を経由してのアクセスを想定します。ただし、川原町線については現在未整備であるため、当面は駅前を経由するアクセスとなります。

・羽咋駅東側市街地からは、都市計画道路的場飯山線（県道 232 号若部千里浜インター線）及び川原飯山線（旧国道 415 号）を経由するアクセスとなります。

・南通り線西側からのアクセスについては、計画地への右折進入が必要となりますが、右折レーン設置は困難であるため、混雑時等における十分な安全確保を図るものとします。

・南通り線東側から計画地へは左折進入となりますが、できる限り計画地内において滞留帯あるいは停車帯を確保し、駐車場への出入り動線の交錯を抑制し、歩行者及び車両に対する十分な安全確保に努めます。

・また、川原町線については、車動線を構成する重要な路線として、羽咋駅周辺整備の一環として、交流拠点施設整備と合わせた早期整備を推進するものとします。

■ 図－車動線

② 人動線

②－１　計画地へのアクセス

・人の動線については、基本的には徒歩や自転車でのアクセスを想定します。
・徒歩の場合、鉄道を利用する人は、羽咋駅西口から都市計画道路南通り線を経由しアクセスします。また、羽咋駅西側市街地からは地区内の道路を利用しアクセスします。
・また、都市計画道路川原町線については、人動線の骨格をなす重要な路線であることから、ゆとりある歩行者空間の確保をはじめ、歩道舗装や街路灯による演出など、道路整備とあわせた人動線にふさわしい整備を図ります。
・羽咋駅東側市街地からは、幹線道路を利用する以外は、唯一線路下を通る地下道を利用しなければなりません。しかしながら、子浦川の洪水浸水想定区域内であることから、安全な東側市街地からのアクセス確保を検討します。
・計画地南側からの人動線については、道路と敷地との高低差があるため、フラットなアクセスは不可能ですが、できる限り歩行者のサブアクセスとして確保するよう努めます。

②－２　計画地内の動線

・計画地内の人動線については、大きくはエントランスゾーンから、施設ゾーンへの動線と、広場ゾーンへの動線の２つの動線を確保します。
・広場ゾーンにおいては、園路空間として各広場の性格にあわせ、適切に配置します。
・広場ゾーンの長者川に面する側については、河川空間を眺めながら散策できるような園路空間を確保することにより、川原町線から計画地内へと連続する人動線を構築し、市街地との連絡も兼ねた長者川と共存する歩行者動線の整備を図ります。
・計画地内の歩行者動線については、車いす利用者や高齢者、乳幼児等に配慮したバリアフリー環境を確保します。
・また、駐車場や自転車を利用して訪れる利用者の施設ゾーンへの動線についても適切に確保します。

水辺のボードウォークイメージ（東京都品川区）

水辺のボードウォークイメージ（大阪市）

■ 図－人動線

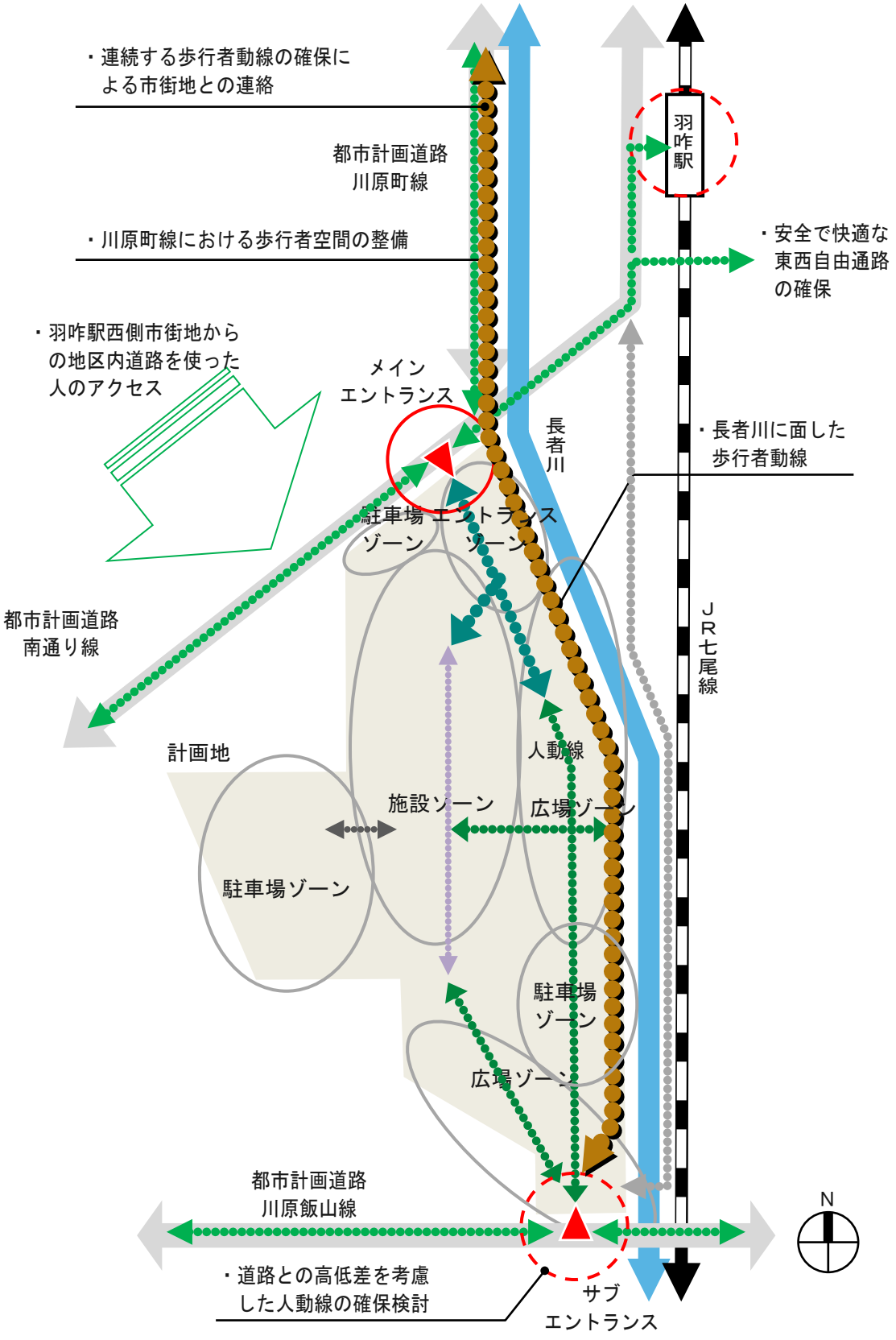
・連続する歩行者動線の確保による市街地との連絡
都市計画道路
川原町線
・川原町線における歩行者空間の整備
・羽咋駅西側市街地からの地区内道路を使った人のアクセス
メイン
エントランス
羽咋駅
・安全で快適な東西自由通路の確保
長者川
・長者川に面した歩行者動線
駐車場ゾーン
エントランスゾーン
都市計画道路
南通り線
JR七尾線
計画地
人動線
施設ゾーン
広場ゾーン
駐車場ゾーン
駐車場ゾーン
広場ゾーン
都市計画道路
川原飯山線
N
・道路との高低差を考慮した人動線の確保検討
サブ
エントランス

５－４　ゾーニング及び動線計画図（案）

※ここに示すゾーニングについては、実際の規模等を表すものではありません。
※今後、具体の施設整備計画の検討を進めながら適宜整合・修正を行っていきます。

第６章　整備計画

交流拠点施設、都市計画道路川原町線及び長者川の整備計画を示します。

６－１　（仮称）羽咋駅周辺賑わい交流拠点整備計画

（１）整備の基本的考え方

①施設の位置づけ

・計画地に整備を計画する複合施設は、羽咋駅周辺整備の中でも核となる施設として、地域の交流、ふれあいを創出する施設としての役割を担っています。
・前述した導入機能を踏まえながら、子どもや子育て世代、若者から高齢者まで幅広い世代を対象に、便利かつ充実した暮らしに寄与する整備を図ります。
・地域住民及び施設利用者の災害発生時等の安全を確保するため、施設の耐震性確保をはじめ、避難所あるいは一時避難場所として利用を図ります。

②形態・意匠

・複合施設の形態･意匠については､永く地域住民や市民に親しまれる施設とするため、奇抜なデザインは避けるとともに､配置する施設の間取り等使い勝手を重視し、できる限りシンプルな形状とすることを基本とします。
・また、隣接地や周辺地域の素朴な景観との調和、自然的環境を創出するため、外観等に使用する素材や色彩についても、華美なものの使用は避けるものとします。
・建築物の高さについては、特に民間事業者の提案による商業機能（ホテルやマンション等）は除き、できる限り低層（部分的には中層）とし隣接地等への日照への影響や風害等を与えない高さとすることを基本とします。

③構造等

・環境に配慮しつつ、長期的に要求される機能を満たせるよう、環境面等の客観的評価を行う指標項目も踏まえながら、環境面・安全面において最新・最良の設計や設備等の導入・採用を検討します。
・建築物の想定規模の検討を踏まえるとともに､付随する杭工事等も含めた整備事業費やLCC（ライフサイクルコスト）との関係も含め、今後具体的な設計段階において検討するものとします。
・周辺のボーリング調査を見ると､15m程度の深度において比較的強固な地盤が存在していますが､表層については比較的軟弱地盤と言えることから､杭工事を必要としない構造を採用する場合においても、地盤改良等適切な対応が望まれます。
・先述のとおり、計画地は概ね 0.5m～3.0m浸水する可能性があるため、地盤の嵩上げ等により、安全・安心な交流拠点の形成を図ります。

④既存施設の解体

・既存施設の解体については、別途定める解体計画に基づいて行うものとします。

（２）機能構成（概要）

交流拠点施設に配置する各種施設については、想定される主な利用者の世代や日常的な使い勝手等を勘案し適切な位置に配置するものとします。次ページ以降に、機能構成の導入機能（イメージ）を整理します。

基本機能	導入機能	機能構成
1 交流機能	1-1 子育て支援機能	●**屋内公園** 遊べる空間、絵本コーナー、休憩スペース
	1-2 学習機能	●**図書・学習スペース** 図書カフェ、学習・交流の場
	1-3 コミュニティ機能	●**シェアスペース** ｅスポーツ、パブリックビューイング、ミーティングルーム 料理教室、ＤＩＹ（工房）　等
	1-4 健康増進機能	●**スポーツスペース** 都市型スポーツ、ダンス、エクササイズ
2 広場機能	2-1 広場機能	●**各種広場**（内容については P32,38 参照）
	2-2 駐車場機能	●**駐車場**（内容については P34,38 参照）
3 商業機能	3-1 生活サービス機能	●**民間商業施設** 軽食カフェ、生活日用品店　等
	3-2　魅力向上機能（民間からの提案）	●**民間商業施設** ホテル、スポーツジム　等

（３）機能構成（個別機能）

①屋内公園

配置棟	南棟（コミュニティ・テラス）	配置階	２階	想定規模	約 700 ㎡

導入機能（イメージ）

～通年で多様な世代が運動できる空間～

≪子どもも大人も体を動かして遊べる空間≫

・あらゆる世代が通年で利用できる、多様な遊具や設備を具備した空間とします。
・比較的大きな遊具の設置や、子どもたちが思いきり運動できるスペースを、できる限り平面的に確保します。

屋内公園のイメージ（栃木県足利市）

≪親子で楽しむ絵本コーナー≫

・絵本コーナーも併設して、親子で楽しい時間を過ごせる場として活用します。

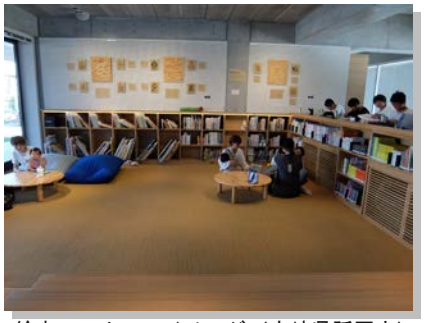

絵本コーナーのイメージ（宮崎県延岡市）

≪飲食スペース（休憩）≫

・主に親子の利用が想定されるため、キッズメニューなどの充実を図ります。北棟軽食カフェとの連携により大人の利用についても配慮します。

屋内公園併設の飲食スペース（千葉県市川市）

【想定利用者数】・・・類似施設（カブッキーランド（小松市））実績より想定

〈想定方法：市内小学生以下の人口に対する入場者数の比率より想定〉

●小学生以下（０～12）歳人口（H31.4.1 時点）：約 12,500 人（推定）

●入場者数（１年目）：約 10 万人 ←― ８倍

◎羽咋市での利用者数の想定：

小学生以下（０～12）歳人口（H31.4.1 時点）：1,711 人×８＝13,688 人

以上より、想定利用者数は**約 13,700 人**程度と想定する。

②図書・学習スペース

配置棟	南棟（コミュニティ・テラス）	配置階	1階	想定規模	約 500 ㎡

導入機能（イメージ）

～多様な形態のアカデミックスペース～

≪子どもから大人まで憩える図書カフェ≫

・くつろぎながら読書ができるほか、Wi-Fiや充電設備を有するなど利便性にも配慮した、あらゆる世代が気軽に利用できる、市民の新たな憩いの空間とします。（同階に併設を計画する、後述の民間商業施設の“軽食カフェ”との一体的な利用を想定。）

図書カフェのイメージ（宮崎県都城市）

≪若者が集まる学習・交流の場≫

・中学・高校生などの若い世代の利用者が、意見交換など交流を図りながら学習・研究できる場として利用します。

学習・交流の場のイメージ（宮崎県延岡市）

≪多様な学習意欲に対応≫

・上記のような開かれた図書空間に加え、集中して学習等ができる、静かな空間（部屋）を設けるなど、多様なニーズに対応した機能を配置します。

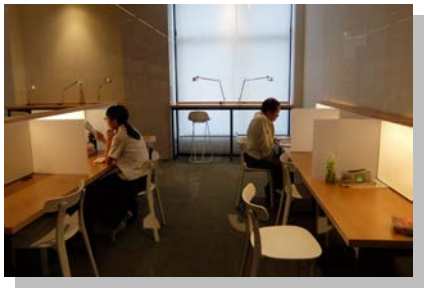

学習室のイメージ（宮崎県都城市）

【想定利用者数（中高生）】・・・既存施設（市立図書館）実績より想定

〈想定方法：既存施設の利用者数と中高生アンケートを参考に想定〉

●市立図書館利用者数：69,206 人/年

●中高生利用比率：20%

●アンケート調査結果より、上記機能の利用意向（頻度）は既存施設の２倍程度

◎利用者数の想定：69,206 人×20%×２＝27,682 人

以上より、想定利用者数は約 27,700 人程度と想定する。

（※中高生以外（大人等）の利用者数の想定は検討中）

③シェアスペース

配置棟	北棟（ショッピング・テラス）	配置階	３階	想定規模	約 700 ㎡

導入機能（イメージ）

～多様な世代が、多様な交流・利用ができる共有空間～

≪e スポーツ、パブリックビューイング≫

・近年、全国・世界的にも注目が集まっている、ｅスポーツの場として配置し、性別、年齢、ハンディキャップを問わない、あらゆる人々の交流を図ります。
・大型ディスプレイのあるステージ、テクニカルルームなどを配置します。

ｅスポーツのイメージ

≪ミーティングルーム≫

・地域住民の各種会合の場、一般貸し会議室等として活用を図ります。
・規模については、講演会等への対応も含め、多様な利用者数の規模に対応できる仕様とします。

ミーティングルームのイメージ

≪市民交流促進支援≫

・子どもから高齢者まで幅広い利用者を対象に交流・賑わいの促進を図るため、キッチンを設置した料理教室、各種工具や３Ｄプリンター等を具備したDIY市民工房等の場として配置します。
・このほか、楽器演習や各種パーティー・親睦会等の実施が可能な、防音性の高い市民交流の場を配置します。
・規模については、多様な利用形態に対応するため、最低限の設備等以外は、可動式の機材とするなど、限定的な利用とならないよう工夫します。

料理教室のイメージ（国土交通白書より）

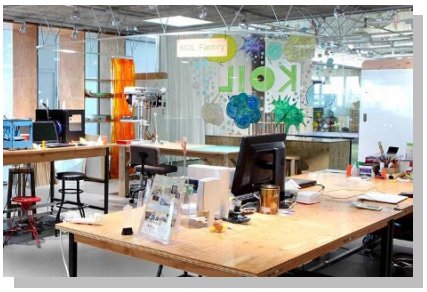

ＤＩＹ（工房）のイメージ（千葉県柏市）

【想定利用者数】・・・新規機能であり、想定方法検討中

④スポーツスペース

配置棟	南棟（コミュニティ・テラス）	配置階	３階	想定規模	約 500 ㎡

導入機能（イメージ）

～市民の健康増進や若い世代も楽しめるスポーツ空間～

≪健康増進機能≫

・地域住民等の身近な健康づくりの場として、高齢者の利用も含めた軽運動やヨガ教室、子ども体操教室、ジムなどを配置します。

エクササイズのイメージ

≪都市型スポーツ≫

・若い世代の新たな交流の場となるよう、ボルダリング等の屋内の新たなスポーツを楽しめる空間を配置します。
・規模については、平面的なスペースが限られていることから、大規模なものは想定されませんが、上記の機能との併用に支障がないよう配置します。
・また、スポーツスタイルにあわせた内装デザインの検討など、若い世代の利用促進に向けた工夫が求められます。
・下階への振動、騒音対策を講じる必要があります。

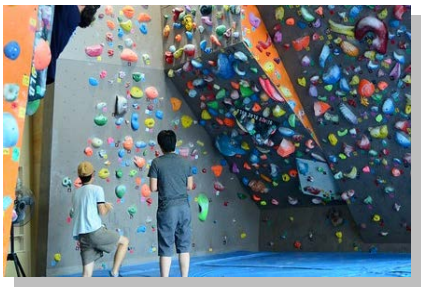

都市型スポーツのイメージ

【想定利用者数】・・・既存施設（市役所横体育館）実績より想定

〈想定方法：既存施設の利用者数を参考に想定〉

●市役所横体育館利用者数：14,000 人/年（利用回数は約 500 回/年、約 1.5 回/日程度）

◎新たな施設となることや、若い世代の利用促進が期待されることから、既存施設よりも一定の利用増が想定される。⇒2.0 回/日（既存施設の３割程度の増）

◎この結果、年間の利用回数は 730 回/年（2.0 回/日×365 日）となり、既存施設の１回当たりの利用者数 28 人（14,000 人÷500 回）より、年間の想定利用者数は、20,440 人（730 回/年×28 人）となる。

◎以上より、想定利用者数は、約 20,000 人程度と想定する。

⑤民間商業施設

配置棟	北棟（ショッピング・テラス）	配置階	１・２階	想定規模	約 1,000 ㎡

導入機能（イメージ）

～利用者にとって魅力があり、気軽に訪れたくなる、集まりたくなる誘客機能～

≪軽食カフェ≫

・市民や施設利用者が気軽に飲食を楽しめる場として軽食カフェを配置します。
・東側の広場（グリーン・テラス）に面して配置し、そこで遊ぶ子どもを見守りながらまた、広場の緑を眺めながら休息できるようにします。
・規模については、必要な厨房やレジカウンター等を確保しながら、15～20 名程度の客席を確保できるよう配置します。

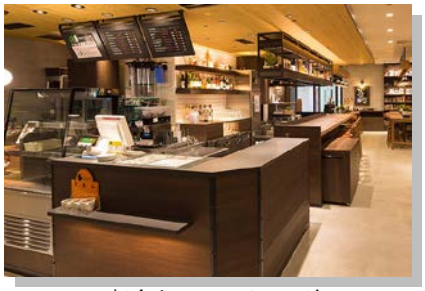

軽食カフェのイメージ

≪生活日用品店等≫

・地域住民等の日常的な利用が容易にできるよう、生活日用品店を配置します。
・規模については、一般的なコンビニエンスストア程度が入居できる面積を確保します。
・ただし、販売する商品については、地域住民等のニーズの把握や、地域の魅力を活かした魅力あるものとし、民間事業の提案を踏まえながら検討します。
・また、クリニック等の市民の安全安心な暮らしを支える機能や、生活利便性の向上に資する機能を合わせて配置することで、多様な目的に対応した複合施設となり、多くの市民の利用が期待されます

生活日用品店のイメージ（東京都渋谷区）

クリニック（小児科）のイメージ
（静岡県富士市）

⑥その他（エントランス部分）

配置棟	北棟（ショッピング・テラス）	配置階	１階	想定規模	約 100 ㎡

導入機能（イメージ）

～羽咋の新たな顔となる市民に開かれた空間～

≪ロビー等≫

・施設北側エントランス部にロビー空間を配置します。
・吹き抜け空間とし、来訪者を迎え入れる開放的なエントランス空間を確保します。
・エントランス機能に加え、多目的な空間としてワゴンセールやミニコンサート、ポップアップショップなど、賑やかさを演出する場としても有効に活用します。
・吹き抜け部２階レベルからは、イベント等を眺めることができます。
・バス乗降ゾーンを敷地北側の南通り線沿いに配置することから、荒天時でも安全に快適に過ごせるバス待合室としても活用します。
・バス待ち用のベンチ、飲み物等の自動販売機のほか、軽食等がとれるテーブル等を設置するほか、必要に応じバスチケット売場や観光インフォメーション機能（展示、パンフレット等設置スペース）の配置についても設置を検討します。
・交流拠点施設の営業時間は、夜行バス利用者の待合い機能等も考慮し、夜間にも対応できるよう検討します。

ロビーのイメージ

バス待合室のイメージ

⑦非常時（避難所）

災害発生時など非常時は、主に周辺に居住する住民約 800 名程度の収容が可能な避難所として活用します。一定期間の避難生活が必要となった場合も想定した施設とするため、１人あたり３㎡程度、約 2,400 ㎡（800 名×３㎡）の規模を確保します。

また、食料・飲料水・その他各種備品の備蓄倉庫や、避難者の生活に必要な設備・機能を配置します。

（４）機能配置イメージ

これまで検討した各種機能の役割や関連性を踏まえ、下図のとおり建物全体に配置し、交流拠点施設として活用を図ります。

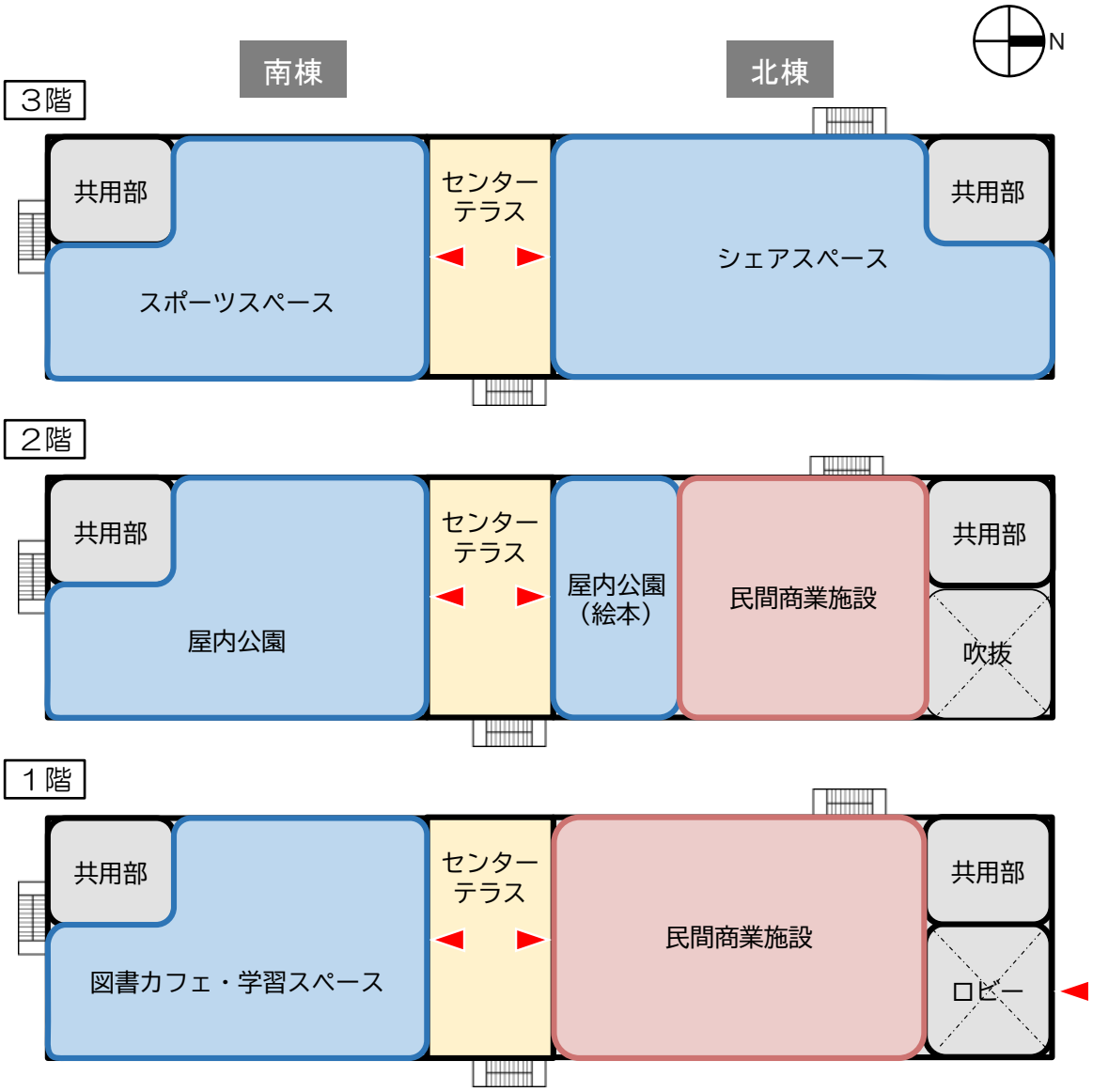

※この機能配置イメージは、規模の想定を行う目的で各階における平面的な機能配置を検討した一例あり、各機能の規模や配置は以下のように様々なパターンが考えられます。（分棟も含む）
※今後、具体的な整備手法や事業費等の検討を進めながら、建築基本設計・実施設計を進めていくものとします。
※また、今後の民間事業者の提案に応じて、建築物の階数・規模等は変更となります。（上図のイメージの規模は、１F あたり 1,200～1,500 ㎡、施設全体として 3,600～4,500 ㎡程度の想定です。）

－ 配置イメージ －

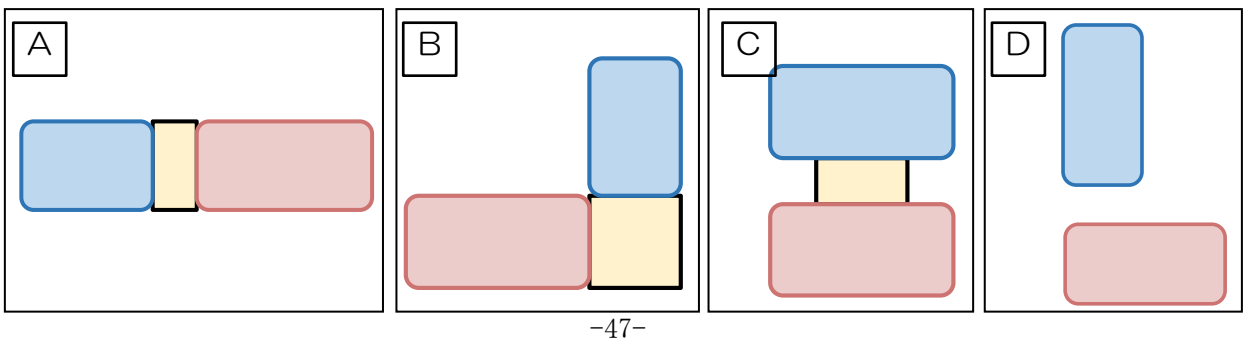

６－２　川原町線整備計画

（１）整備の基本的考え方

川原町線は昭和 34 年に都市計画決定がされており、中心市街地を取り巻く環状道路の最後の未整備区間となっているとともに、羽咋駅西口における歩行者の安全性向上と円滑な交通の確保のため、駅利用者以外の通過交通を担う重要な役割があり、基本的には都市計画決定の内容に基づき整備するものとします。

川原町線の整備に際しては、次項で述べる長者川の整備と一体的に行うことにより、用地交渉や工事の期間の短縮、事業費の圧縮といった、市民生活への影響を最小限に抑える効果が期待できます。

計画地における交流拠点施設へのアクセス路としての位置づけや、並行して流れる長者川の整備との一体的な沿道活用を念頭に、道路としての安全性の確保はもとより、沿道及び地域全体の価値の向上につながるよう、土地利用や景観形成、事業手法等について地域住民と意見交換を行いながら、快適で魅力あるまちづくりを推進していきます。

快適で魅力ある景観形成としては、電線類の地中化または裏側配線等の検討を行い、路上を架空線が横断することのないようにします。

（２）標準断面

川原町線の標準断面は以下のように計画決定されています。

幅員は全 15.0ｍで、車道については、二車線（一車線 3.0ｍ×２）と各路肩（1.5ｍ×２）の計 9.0ｍ、歩道は幅員 3.0ｍの両側設置（3.0ｍ×２）で計 6.0ｍの構成です。

車道と歩道の境界部は、バリアフリー及び沿道景観への配慮の観点からフラット形式又はセミフラット形式とし、スリット側溝の設置により、さらなる美観向上を図ります。

■ 図－標準断面イメージ

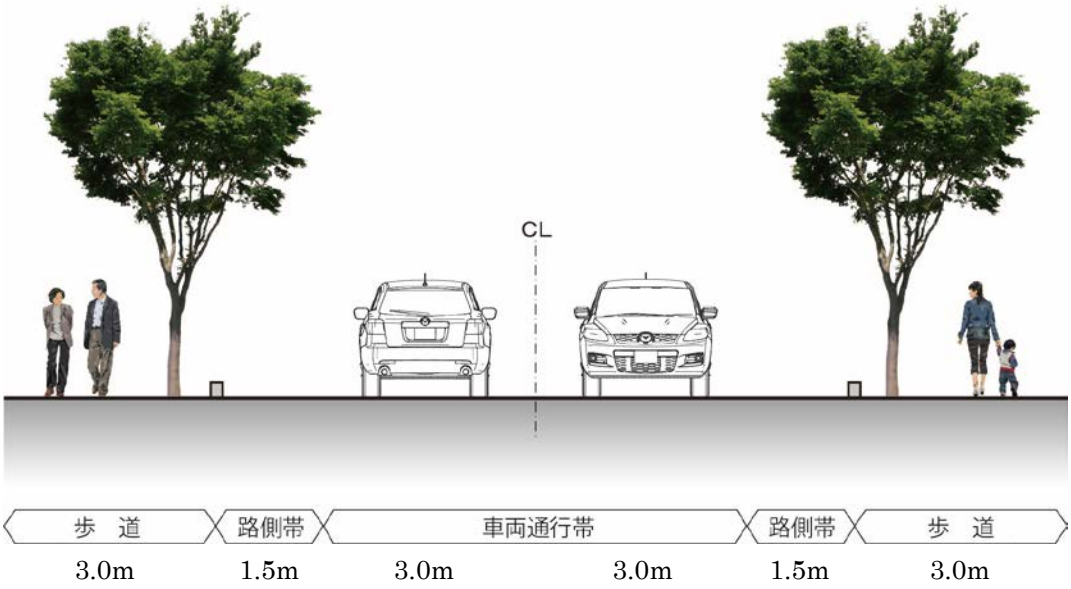

（３）路面舗装

車道については一般的なアスファルト舗装とします。（路肩部分については透水性脱色アスファルト舗装を検討します。）

歩道については、雨天時の安全な歩行を確保するとともに、景観に配慮した透水性脱色アスファルト舗装とします。

八幡神社に面する部分については、参道としての位置づけを踏まえ、路面舗装材や舗装色の工夫により、その位置づけを意識できるよう配慮します。

■ 図－透水性舗装イメージ

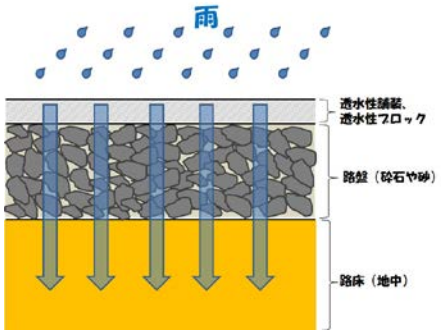

透水性舗装のイメージ
（出典：神奈川県平塚市）

透水性脱色アスファルト舗装のイメージ
（出典：原鉱業（株））

（４）緑化

快適でうるおいのある沿道景観を創出するため、接続する北通り線との連続性を確保しながら、街路樹等による緑化を図ります。

市民や地域住民等による剪定作業を行いながら、子どもたちの環境教育・体験の場とするなど、より地域に溶け込んだ利活用が考えられます。

北通り線の街路樹

街路樹を活用した教育イメージ
（秋田県能代市）

■ 図－川原町線整備計画（イメージ）

（５）事業手法の検討

都市計画道路である川原町線の整備にあたっては、以下のような事業手法が考えられます。

①街路事業（用地買収方式）

通常の都市計画道路の整備として用いられる事業です。都市計画道路の指定がされている区域内の必要な土地だけを買収します。その際、支障となる物件等（建物や塀）に対しては金銭で補償します。このため、最も経済的な手法ですが、区域外の土地は買収されずにそのまま残ります。

②沿道区画整理型街路事業（区画整理方式）

道路を中心とする帯状の地区について、都市計画道路と同時に沿道の１街区を一体的に整備する手法です。（５ha 未満）一体的な整備が可能ですが、一定の土地提供を行う減歩が必要であるほか、地権者の合意形成が必要であり、事業期間が長くなることがあります。

③沿道整備街路事業（区画整理方式）

沿道区画整理型街路事業の事業化が困難な地区に用いられる整備手法で、敷地単位で区画整理を行うことができます。しかし、法的な強制力がないため最後まで事業区域を確定できないという不安要素があることや特別控除は適用されない等の短所があります。

川原町線の整備は、交流拠点施設及び長者川と合わせた整備を行うことで、その事業効果の早期発現が期待されており、事業スピードが求められています。上記の点から、川原町線の整備については、最も効率的で早期実現が可能であると考えられる**①街路事業**が最も妥当であると考えます。

しかし、街路事業では残地整理や移転等の補償後のまちなみ形成の課題が残ることから、沿道の住民を中心として土地利用のあり方や移転・改築後の景観面などのルールづくりを行うことや、これらのまちづくり活動の実施やコミュニティ活動の維持に向けた様々な支援体制の構築について検討を行います。

６－３　長者川整備計画

（１）整備の基本的考え方

長者川については、石川県が管理する２級河川として河川整備が進められており、未整備区間である紺屋橋より上流側約 400ｍの区間について、引き続き事業促進を要望し、河川整備の実現を目指すものとします。

河川整備の内容については、基本的には県計画の内容に基づき整備するものとします。

また、当区間の整備に際しては、計画地における交流拠点施設や、並行して走る川原町線整備との一体性を加味するとともに、毎年行われる川渡し神事の場となっていることなどを踏まえ、治水的観点に加え、水辺を街の裏から表に変える河川空間の形成を図るものとします。

■ 図－断面イメージ

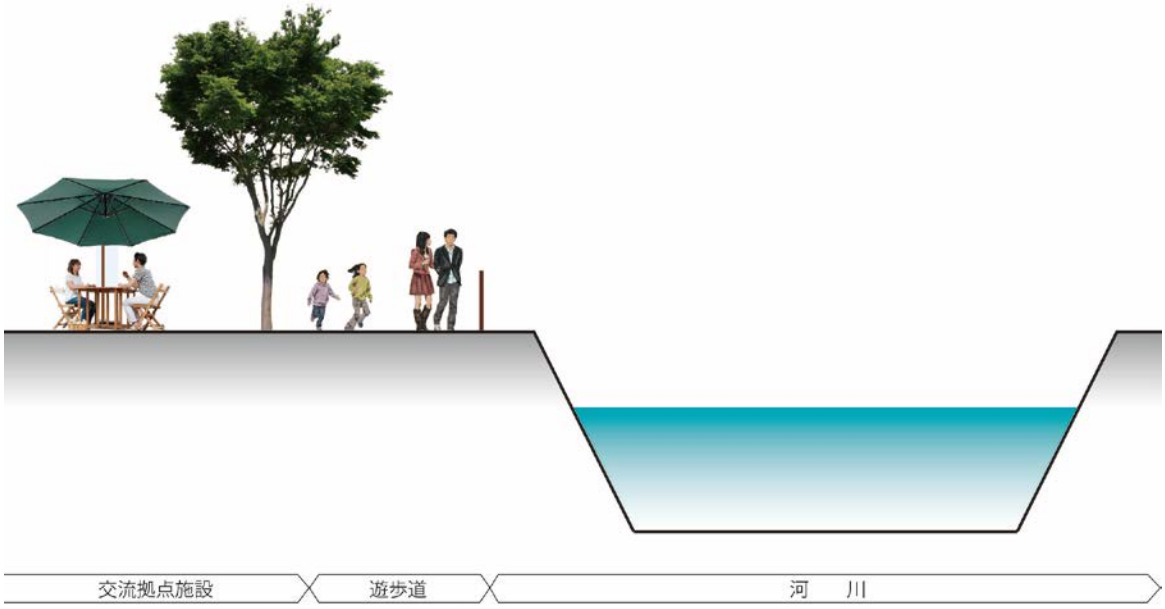

（２）親水的活用

貴重な水辺として市民や来訪者に親しまれる空間となるよう、特に交流拠点施設敷地と接する側については、交流拠点施設と一体的な散策空間の確保を図ります。

また、川原町線と接する側については、川渡し神事の際の御神輿や参加者が川と道路を安全に行き来しやすいように階段等を再設置するなど、地域と長者川の関わりをより深く、魅力的なものとしていきます。

川渡し神事

■ 図－長者川整備計画（イメージ）

未整備区間Ａ（八幡神社付近）

未整備区間Ｂ（交流拠点施設付近）

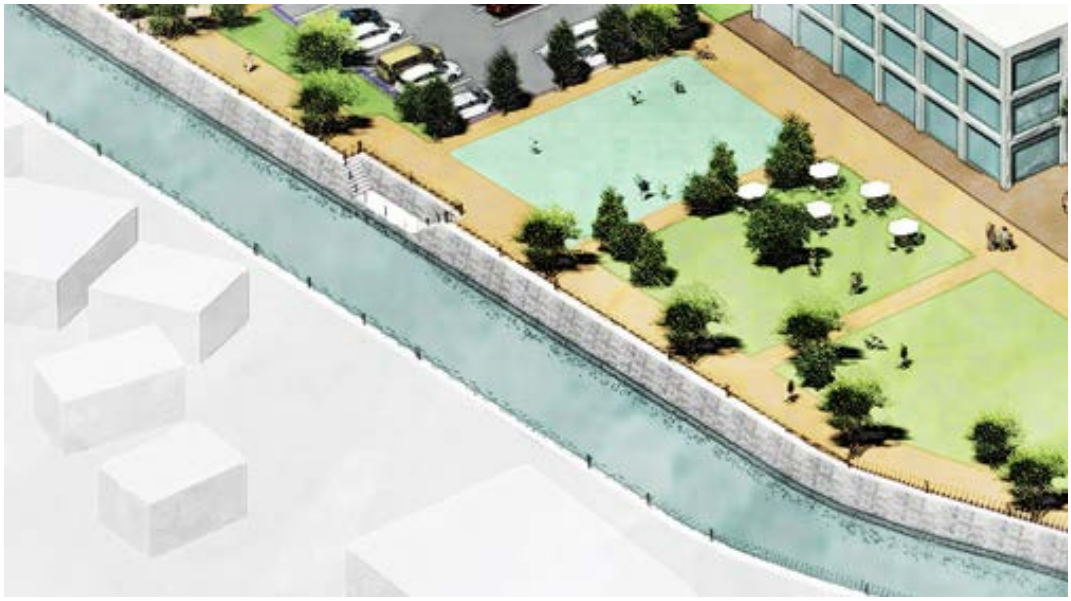

６－４　計画全体整備イメージ図（案）

以上で述べた交流拠点施設、川原町線及び長者川の整備イメージ図を以下に示します。

■ 図－羽咋駅周辺整備基本計画（イメージ）

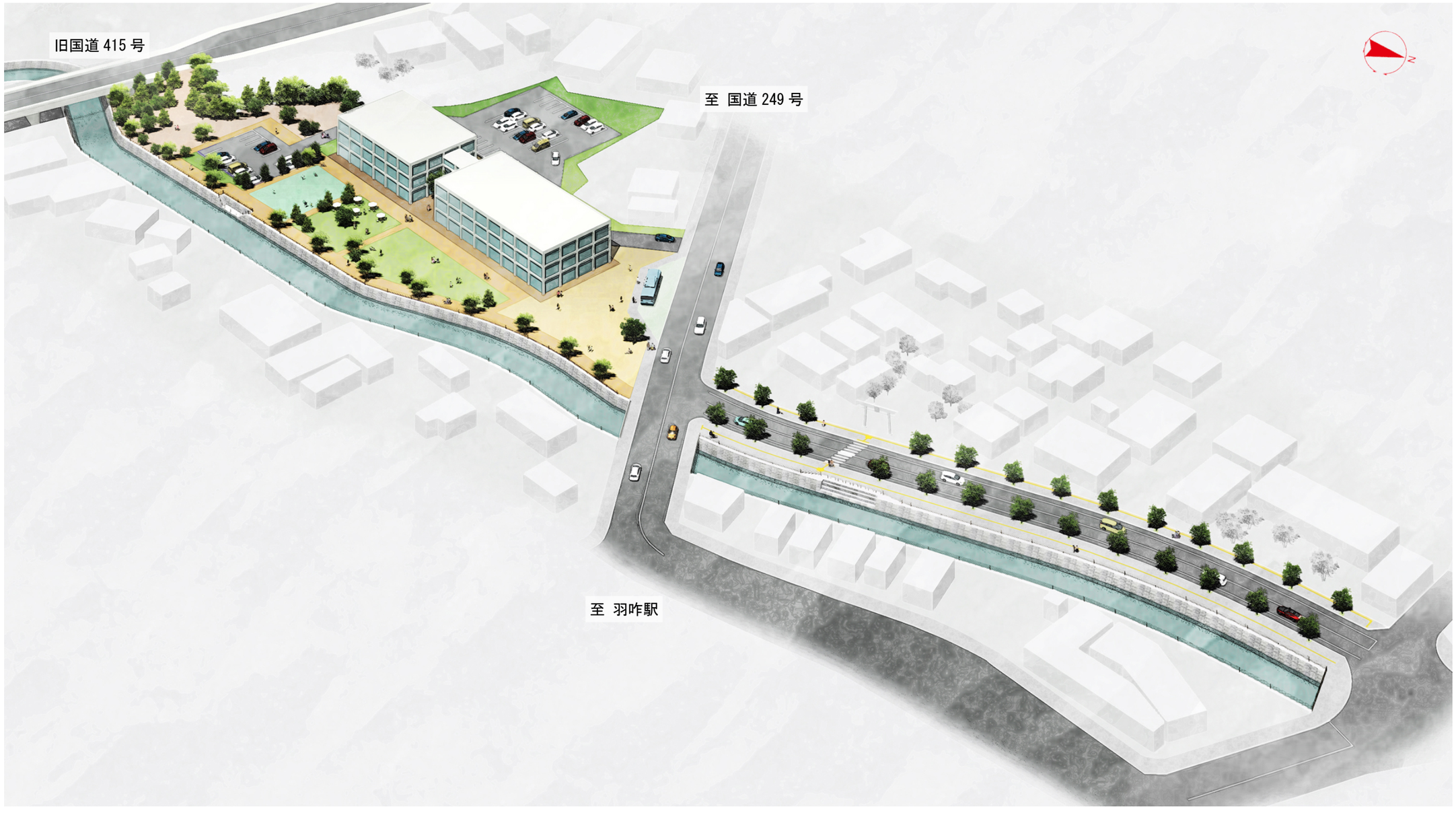

６－５　概算事業費

（１）計画地の建物解体事業

計画地には、商業施設として使用されていた建物が残されており、本計画を遂行するにあたって解体する必要があります。

事業費は以下の表に示す通りであり、総額では約 280 百万円、うち羽咋市の実質負担額としては約 76 百万円と試算しています。

■ 表－計画地の建物解体事業費概算

※単位：千円　消費税抜

内訳	事業費	うち羽咋市の実質負担額
事業費計	280,000	
社会資本整備総合交付金	27,570	0
過疎対策事業債	252,400	75,720
一般財源	30	30

（２）交流拠点施設整備事業

本計画における交流拠点施設の概算事業費は、各機能の具体的な仕様や詳細な設計に基づくものではないため、おおむねの事業費の想定として捉えます。

整備費単価は、事例や市場に照らして 350 千円／㎡と設定します。

事業費は以下の表に示す通りであり、総額では約 1,153 百万円、うち羽咋市の実質負担額としては約 190 百万円と試算しています。

ただし、この事業費には構造上必要な杭工事あるいは地盤改良費は含んでいないことから、それらを含む実際の事業費は試算以上になると考えられます。

今後本計画に基づく詳細な事業費の検討を進めるとともに、より経済的かつ効果的な事業の実現を目指すため、民間事業者との連携等を積極的に図っていくものとします。

■ 表－各階各棟施設規模の想定（ ：公共部、 ：民間部）

階数等	南棟	面積（㎡）	北棟	面積（㎡）
３階	スポーツスペース	500	シェアスペース	700
	共用部	60	共用部	80
２階	屋内公園	500	屋内公園（絵本コーナー）	200
			民間商業施設	400
	共用部	60	共用部（吹抜含む）	180
１階	図書・学習スペース	500	民間商業施設	600
	共用部	60	共用部（ロビー含む）	180
合計	南棟施設小計	1,500	北棟施設小計	1,900
	共用部小計	180	共用部小計	440
	（公共部小計）	（2,400）	（民間部小計）	（1,000）
			合　計	4,020

■ 表－交流拠点施設整備事業費概算

単位：千円　消費税抜

内訳	事業費	うち羽咋市の実質負担額
施設整備費 ※公共部分 2,400 ㎡及び共用部 620 ㎡のみ	1,057,000	
外構工事費	96,000	
事業費計	1,153,000	
社会資本整備総合交付金	518,900	0
過疎対策事業債	634,100	190.230

（３）川原町線整備事業

川原町線の整備事業では、測量試験費・補償費・築造工事費等が必要となります。

事業費は以下の表に示す通りであり、総額では約 700 百万円、うち羽咋市の実質負担額としては約 102 百万円と試算しています。

※単位：千円　消費税抜

内訳	事業費	うち羽咋市の実質負担額
事業費計	700,000	
社会資本整備総合交付金	360,500	0
過疎対策事業債	339,500	101,850

（４）その他各種関連費用の想定

交流拠点施設の運営コストについては、各機能の具体的な仕様等が未定であるため、現時点では試算が困難です。一方、民間事業者との対話においては、運営コストのイメージを持つことは、活発な対話の促進や、情報の偏りがない対等な交渉のために重要となります。

現時点では雑誌・新聞購入費について年間 960 千円、光熱費等について年間 7,248 千円と試算しています。今後、屋内公園の遊具設置費や維持費等について、調査を進めていきます。

【その他各種関連費用の想定】

〈図書・学習スペース：雑誌・新聞購入費〉（市立図書館の実績より想定）

◎100 冊/月×800 円/冊×12 カ月＝960 千円/年

〈維持管理費：光熱費等〉（市内公共施設の実績より想定）

◎（200 円/年・㎡（上下水道）＋2,200 円/年・㎡（電気））×3,020 ㎡＝7,248 千円/年

６－６　一時避難施設（自由通路等）

（１）整備の必要性

近年の豪雨災害では、急激に変化する河川水位や浸水範囲の拡大などにより、全国各地で被害が拡大しています。

羽咋駅周辺においては、長者川や子浦川などの県河川に囲まれており、平成 30 年８月の豪雨災害では最大 0.5mの浸水被害が発生し、新たな浸水想定では、概ね 0.5m～3.0m浸水すると想定されています。

特に、羽咋駅東口周辺については、浸水深の大きいエリアが広範囲に指定されており、当該範囲には多くの住民が居住しているため、周辺住民だけでなく、学生や観光客の避難場所及び避難ルートの確保が課題となっています。

現在、羽咋駅東西を結ぶ地下道は、歩行者が往来する主要な連絡道となっていますが、水害時に地下道から避難することは大変危険であることから、安全な避難路として、また、一時避難が可能な施設として、鉄道上部を通過する自由通路等の設置を検討する必要があります。

■ 図－計画地と羽咋駅東口周辺の避難イメージ

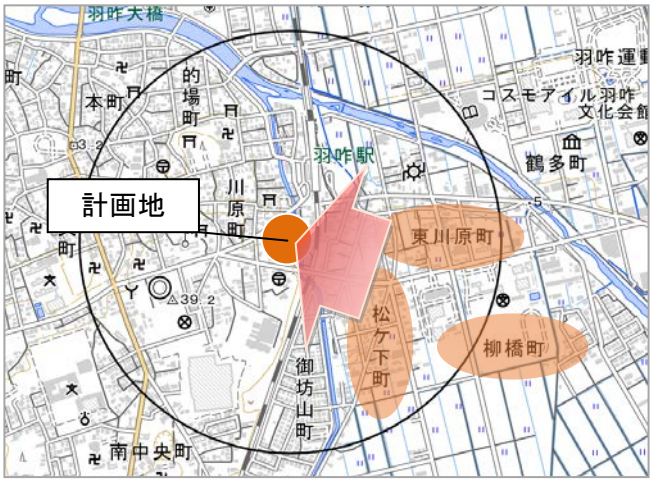

○：計画地より半径 300m

表　周辺町会の人口

東川原町	523 人
松ヶ下町	297 人
柳橋町	111 人
合計	931 人

６－７　公共交通によるアクセスの確保

本計画における交流拠点施設は、ＳＤＧｓの理念である“誰一人取り残さない”社会の実現、また交流拠点施設のコンセプトである「羽咋の未来をともす、集い、ふれあう、賑わい拠点づくり」の実現のため、高齢者や交通弱者を含む、あらゆる世代の誰もがアクセスしやすい施設とする必要があるとともに、本市全体の公共交通利便性向上につなげていく必要があります。これに向けた具体的な施策等については、令和２年度より作成予定の地域公共交通網形成計画において検討を進めていきます。

６－８　全体事業スケジュール（案）

交流拠点施設、川原町線及び長者川の整備にあたっては、以下に示すような事業スケジュールを念頭に事業を進めていきます。

施設整備、道路整備、河川整備と事業的には個別に事業を推進していくことになりますが、羽咋駅周辺の賑わい創出を図る上では一体的な事業と捉えられることから、各事業区域の隣接性も含め、各整備主体間の密接な連携のもと計画的に推進していくものとします。

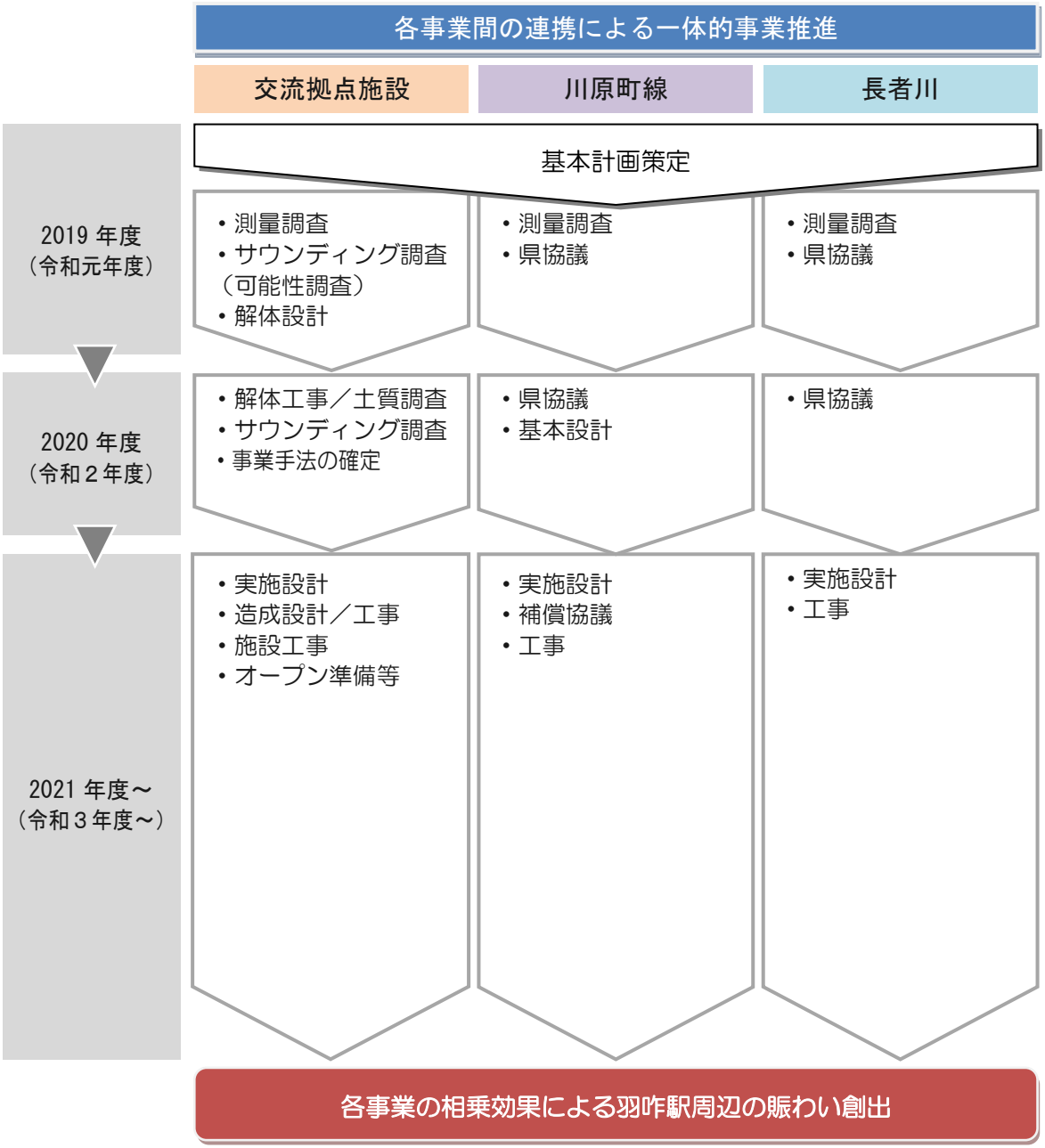

第7章　事業手法の検討（交流拠点施設）

7－1　本事業の事業範囲

（仮称）羽咋駅周辺賑わい交流拠点整備事業（以下「本事業」とする）は、大きく、公共施設の整備運営、公園・駐車場の整備運営、民間事業者による収益事業（土地活用事業）の整備運営の 3 つの事業に分類されます。

現時点では、公共施設と公園・駐車場は、隣接し、同一敷地内となることが想定され、共に公共事業としての性格が強いことから、同一事業とすることを前提とします。また、民間事業者による土地活用事業については、公共施設との複合施設とするのか、土地を区分した形での別事業とするかの 2 通りが想定されます。

以上を前提とすると、想定される事業範囲は以下の 2 パターンが考えられます。

	パターンA	パターンB
概要	全事業を同一事業化 （基本的には複合施設）	公共施設の整備・運営土地活用をそれぞれ事業化
考え方	羽咋駅周辺全体の魅力向上を同一事業として実施	公共施設の整備・運営と民間事業者による土地活用は事業の性質が大きく異なるため、別事業として実施
一体化する事業	【事業①】 ・複合施設の整備運営 ・駐車場の整備運営 ・公園整備 ・民間収益事業（土地活用事業）	【事業①】 ・公共施設の整備運営 ・駐車場の整備運営 ・公園整備 【事業②】 ・土地活用事業

７－２　本事業のスキームイメージ

（１）パターン毎のスキーム概要

①　パターンＡ

事業イメージ

公共施設の整備運営、土地活用の双方を行う一体的コンソーシアムを選定し、基本協定を締結します。公共施設の整備運営に係る契約は、コンソーシアム内の公共施設の整備運営担当が相手方になります。PFI 手法による場合は SPC が設置され、当該 SPC が相手方になります。用地については、複合施設のうち民間収益事業部分に相当する賃料を民間事業者が支払うことを基本とします。（定期借地の場合）

特徴

同一コンソーシアムが公共施設の整備運営、土地活用の双方を行うため、羽咋駅エリア全体の魅力向上に資する提案を行うコンソーシアムを選定することができます。

ただし、コンソーシアムのメンバーが多岐にわたるため、民間事業者によるコンソーシアム組成が難しくなり、参画事業者が限られ、競争性が発揮されなくなる可能性があります。

■ 図ーパターンＡのイメージ（その１）

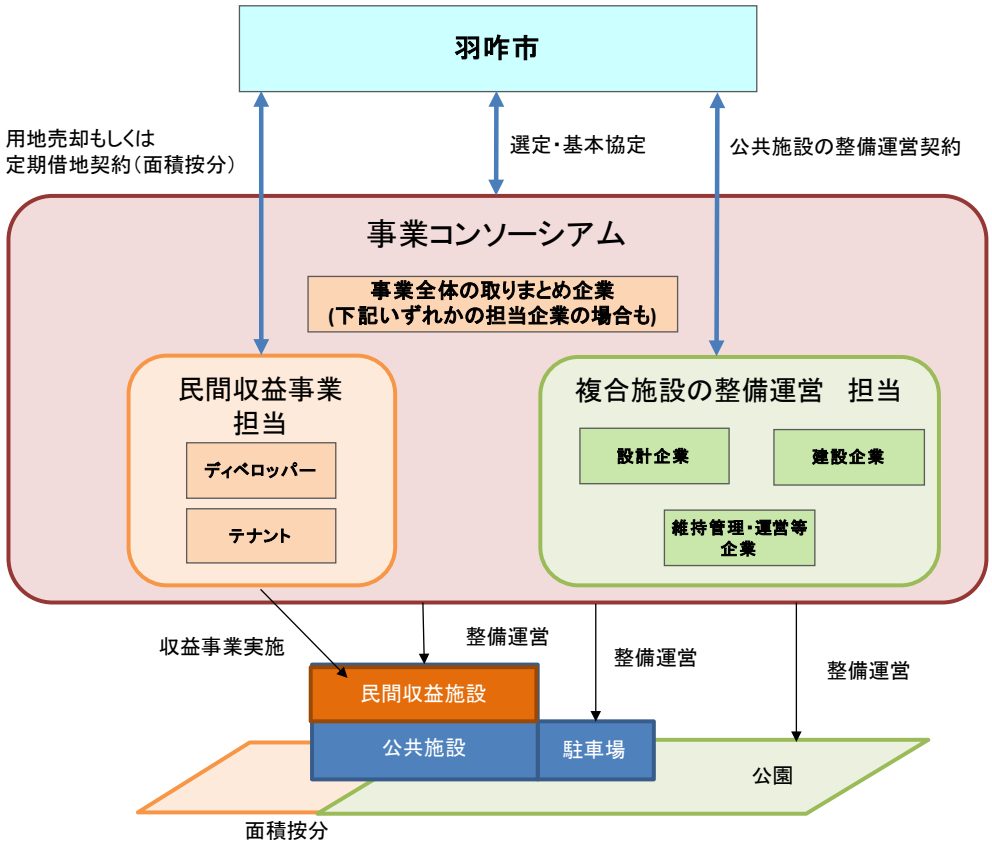

なお、パターン A において、複合施設ではなく、公共施設と民間活用の土地を区分して事業を行う場合であっても、事業者をコンソーシアムとして一体的に選定することもあります。

この場合、各施設の設計・建設を同一の企業が行う場合もあれば、別々の企業が担う場合もあります。（一般的に、公共施設の整備が得意な企業と、民間収益施設（例えば低層商業施設など）の整備が得意な企業があるため。）

■ 図ーパターンＡのイメージ（その２）

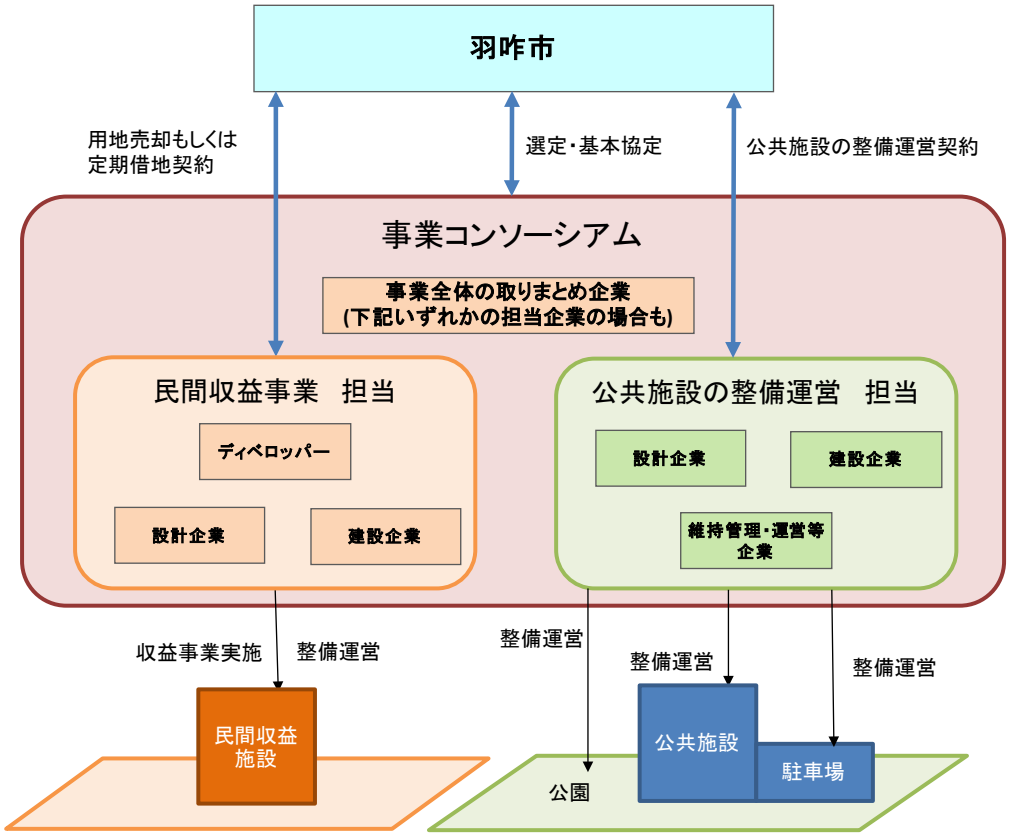

② パターンＢ

事業イメージ

公共施設の整備運営、土地活用事業の双方について、別事業として、それぞれ事業者を選定します。なお、公共施設の整備運営については、PFI 手法による場合は SPC が設置され、当該 SPC が相手方になります。また、公共施設・駐車場等の建物と公園について、別事業として、それぞれ事業者を選定することも考えられます。

特徴

土地活用、公共施設の整備運営は事業の性質が大きく異なることから、一般的に、別事業としてそれぞれに事業者グループを組成する方が民間事業者にとって参画可能性が高まります。ただし、公共施設の整備運営範囲の中で、公園整備と施設整備は担い手となる事業者が異なることから、公園を別事業とするパターンよりはグループ組成は難しくなります。

ただし、羽咋駅エリア全体の魅力向上の観点からは、全体を見渡して事業実施するプレイヤーがいないことから、羽咋市が積極的に関与する必要があります。

■ 図－パターンＢのイメージ

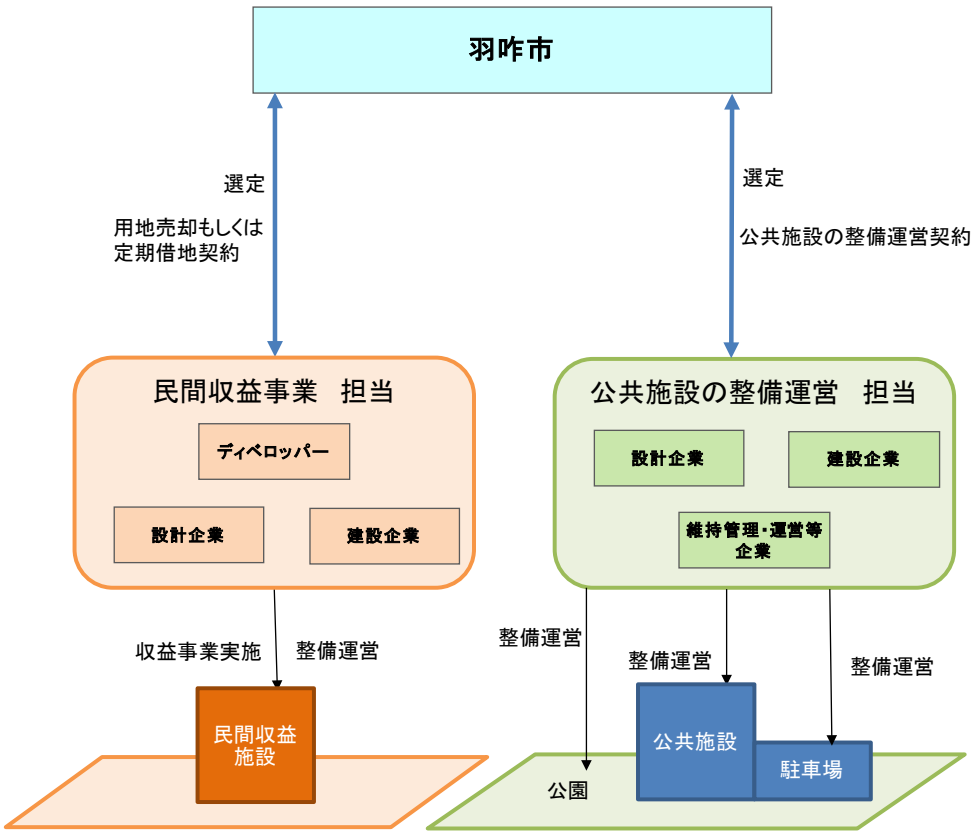

（２）事業範囲に関する比較

①　民間事業者からの一般的な意見

事業の一括化・分割化の範囲について、先行事例において事業の担い手となってきた民間事業者からの意見では、以下の評価になります。

【民間事業者からの一般的な意見】

✓　土地活用事業と公共施設の整備・運営事業の一括化について、エリアマネジメントやまちづくりを重視する観点からはプラス評価、競争性・羽咋市の負担額縮減を重視する観点からはマイナス評価となる。

✓　特に、公共施設の整備・運営と公園、駐車場等を一括で事業化する場合は、大手事業者でないと参画が難しくなる可能性がある。

②　民間事業者の意見も踏まえた評価

事業の一括化・分割化のパターンについての評価は以下の通りとなります。エリアマネジメントの観点からはパターンＡが、競争性の確保の観点からはパターンＢが高評価となります。財政負担の軽減に対する効果については、事業を一括化することによる効率化の効果（パターンＡが高い）と、競争性が発揮される効果（パターンＢが高い）の比較により、評価が異なります。

今後、事業手法を精査する中で、羽咋市の重視する項目、事業者意向、効果を踏まえつつ、検討を進める必要があります。

	パターンＡ	パターンＢ
エリアマネジメント	◎ エリアマネジメントの観点から、羽咋駅の一体的な魅力向上が期待	○ 公園内の魅力向上は期待できるが、エリア全体のマネジメントについて、大きな期待はできない
競争性の確保	× コンソーシアムメンバーが多岐にわたり、参画事業者が限定	○ パターンＡと比較して競争性は発揮される
財政負担軽減	競争性の発揮と事業効率化、それぞれの効果の大きさにより異なる。 ※競争性では　**パターンＡ＜パターンＢ** ※事業効率化では　**パターンＡ＞パターンＢ**	

７－３　事業手法の検討

（１）概要

前項において事業スキームについての検討をしましたが、本事業がいずれの事業範囲・事業手法の設定を行う場合であっても、公共施設の整備・運営に係る事業手法として PFI 手法の検討が必要となります。本項では、公共施設の整備・運営に係る事業手法として導入が考えられる事業手法について検討します。

（２）導入が考えられる事業手法

①　事業手法の概要

本事業においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（2015 年 6 月閣議決定）、及び「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（2015 年 12 月民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、PFI 手法の検討が必要です。ただし、PFI 手法を採用しない場合であっても、DBO 方式、DB 方式等の民間資金を活用しない方式、維持管理・運営における指定管理者制度の活用等の他の PPP 手法の採用も考えられます。

以下に、PFI 手法を含む PPP 手法全体のイメージ図を示します。また、次ページに、導入が考えられる事業手法の概要を整理します。

■ 図－導入が考えられる事業手法

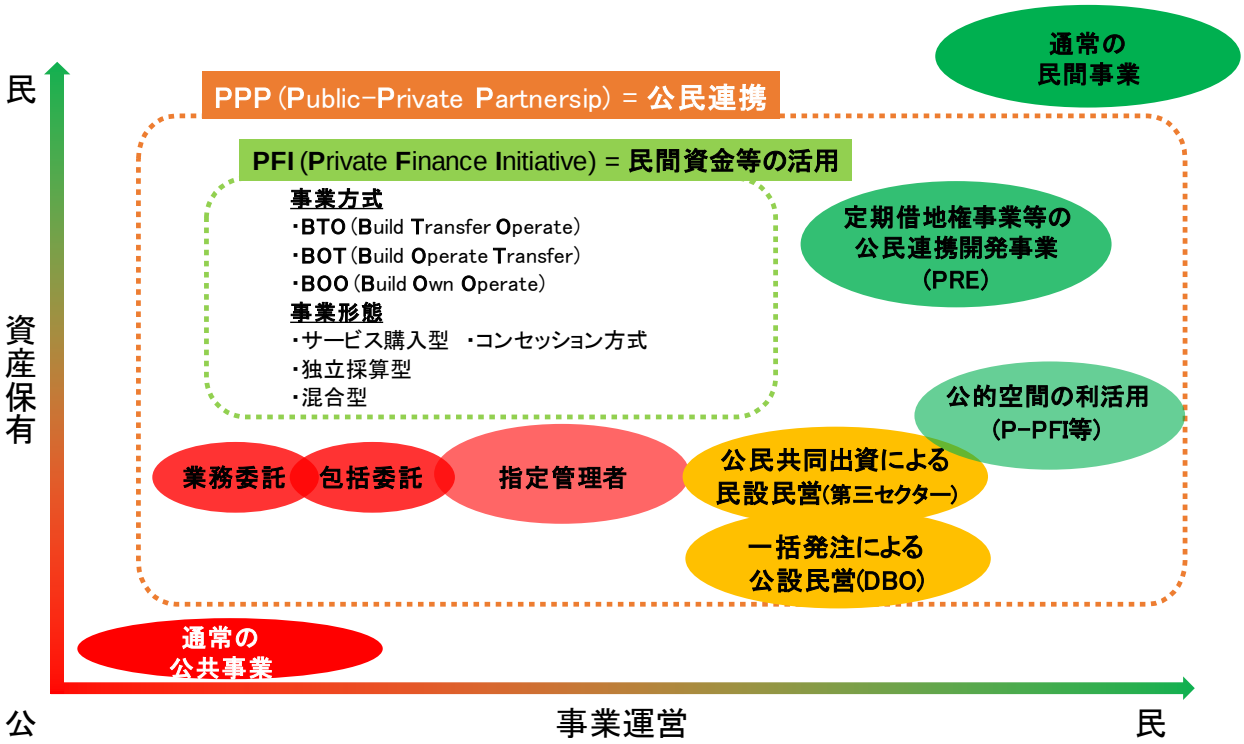

■ 表－導入が考えられる事業手法

方式名称	土地所有主体	建設主体	資金調達主体	施設所有主体	運営主体
通常の公共事業	公共	民間 （設計施工分離発注）	公共 （起債・一般財源）	公共	公共
	■公共施設の整備・運営について、全てを公共が実施する手法。 ■設計・建設についても別発注にて実施する。				
通常の公共事業 ＋指定管理者制度	公共	民間 （設計施工分離発注）	公共 （起債・一般財源）	公共	民間 （指定管理者）
	■公共施設の整備について、公共が資金調達を行って実施する。運営段階では指定管理者制度を導入し、民間が実施する。 ■設計・建設についても別発注にて実施する。 ■指定管理者の選定を設計前に行ない、その意見を設計に反映する指定管理者選定先行型の導入も考えられる。				
ＤＢ＋Ｏ方式	公共	民間 （設計施工一括発注）	公共 （起債・一般財源）	公共	民間 （指定管理者）
Design Build +Operate	■公共施設の整備について、公共が資金調達を行って実施する。 ■設計・建設を一括発注し、民間の設計・建設ノウハウを最大限活用する。運営は別途発注の指定管理者が行う。				
ＤＢＯ方式	公共	民間	公共	公共	民間 （指定管理者導入時）
Design Build Operate	■民間が建設した施設について、公共が施設の譲渡を受けるとともに、その管理運営を民間側に委託する。整備費はすぐに公共が負担するため、民間資金の必要はない。 ■運営において、指定管理者制度を導入せず、維持管理業務を行うDBM(Design Build Maintenance)手法も考えられる。				
ＰＦＩ方式 （ＢＴＯ）	公共	民間	民間	公共	民間 （指定管理者導入時）
Build Transfer Operate	■民間が建設した施設について、公共が施設の譲渡を受けるとともに、その管理運営を民間側に委託する。民間側は施設運営によって投資を回収する(行政からのサービス対価、利用者からの利用料金及びそれらの組合せ)。 ■運営において、指定管理者制度を導入せず、維持管理業務を行うBTM(Build Transfer Maintenance)手法もある。				
ＰＦＩ方式 （ＢＯＴ）	公共	民間	民間	民間 （期間後は公共）	民間 （期間後は公共）
Build Operate Transfer	■民間が建設した施設について、民間が一定期間施設を所有し、その管理運営を行うことで投資を回収する。投資回収後、施設を公共に譲渡する。 ■業務の自由度が高く、採算性をある程度追求できる(普通財産が前提)。				
公有地活用事業 （ＰＲＥ）	公共 （定期借地権設定）	民間	民間	民間	民間
Public Real Estate	■民間事業者に公有地を賃貸し(定期借地の事例が多いが売却の場合もあり)、公有地の利活用を図る。 ■公有地を分割して公共施設を別棟で整備する事例、民間が建設した施設を公共施設が賃借（または区分所有）する事例がある。				

②　事業手法の詳細

通常の公共事業

従来の公共事業で用いられる手法です。羽咋市は自ら設計事業者、建設事業者に個別発注します。維持管理業務については、羽咋市自らが行う場合もありますが、維持管理事業者に発注することも考えられます。

なお、サービス提供は羽咋市自らが実施します。

羽咋市が事業の全過程において主体的に関わるため、羽咋市の意向の反映、羽咋市の政策変更に係る裁量を確保することができますが、民間事業者の活力を十分発揮することができません。したがって、サービス水準、効率的な事業実施による羽咋市の負担額削減は期待できません。

■ 図－通常の公共事業のイメージ

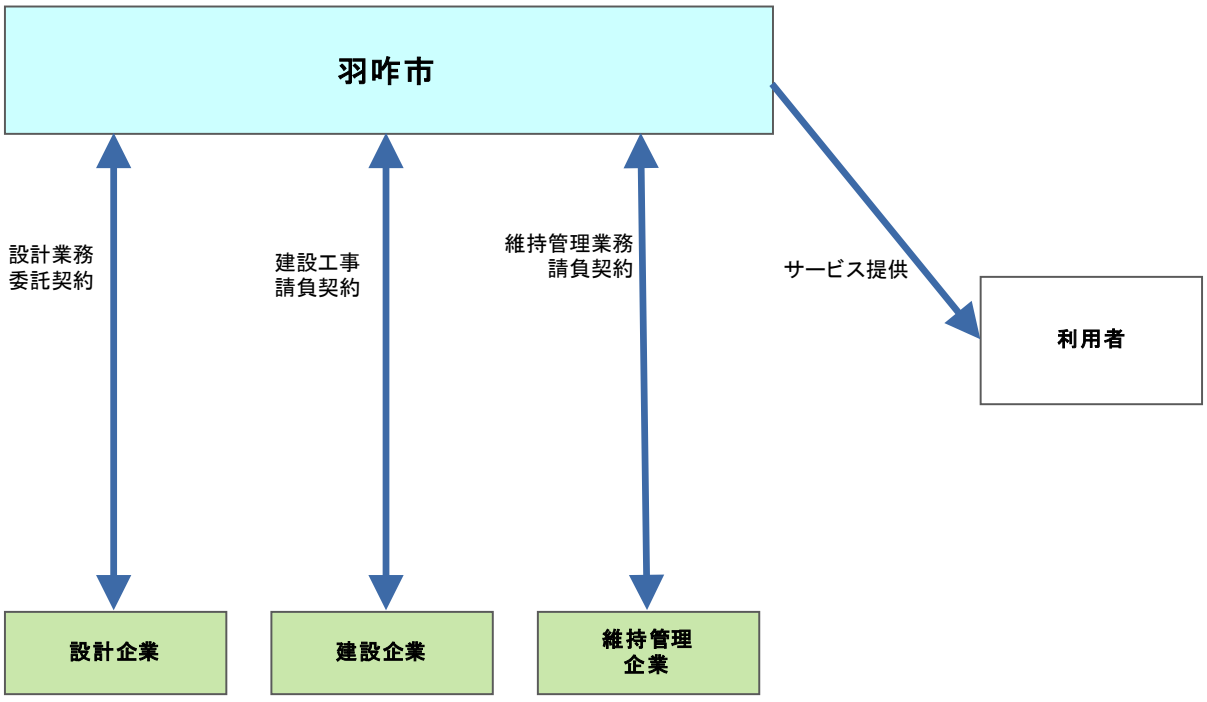

通常の公共事業＋指定管理者制度

従来の公共事業で用いられる手法ですが、維持管理・運営段階において民間事業者等を指定管理者に選定する手法です。羽咋市は自ら設計事業者、建設事業者に個別発注します。維持管理・運営業務については、民間事業者等を指定管理者として選定し、当該事業者等が維持管理業務及びサービス提供を行います。

なお、公共施設には複数の機能が含まれることから、機能毎に指定管理者制度導入の是非を検討する必要があります。

また、指定管理者の選定を設計前に行ない、当該指定管理者の意見を設計に反映できる手法（指定管理者選定先行型）の導入も考えられます。

■ 図－通常の公共事業＋指定管理者制度のイメージ

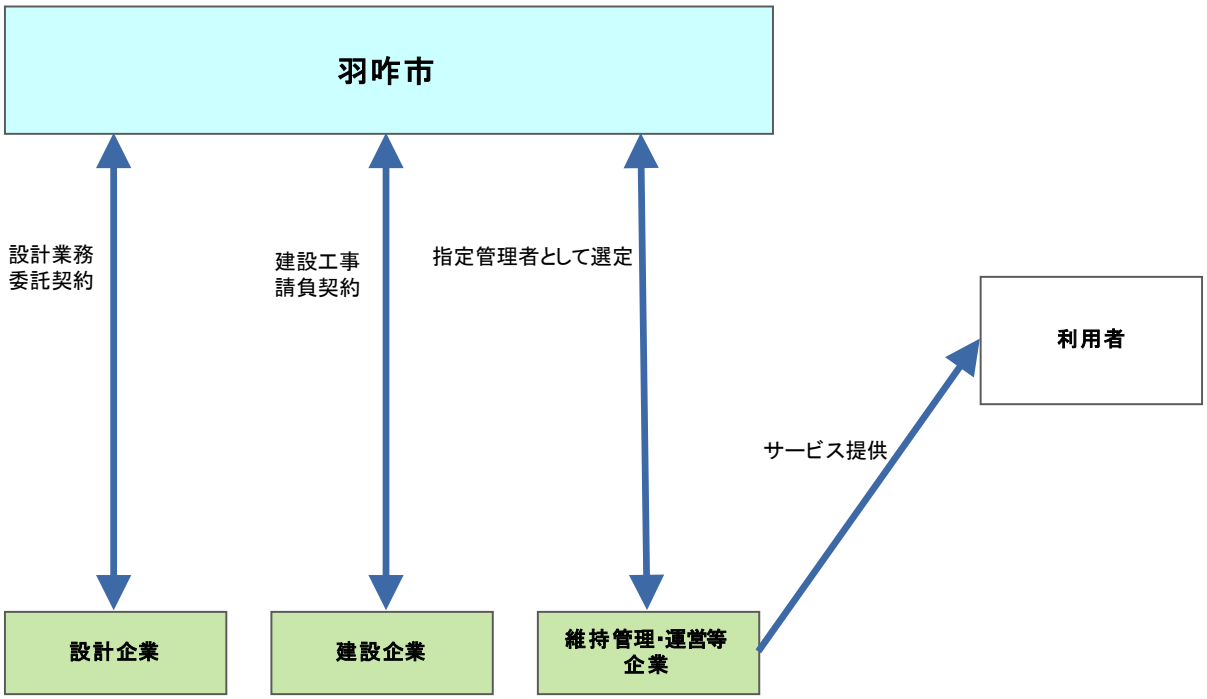

ＤＢ＋Ｏ方式

設計・建設を一括発注する DB 手法を採用するとともに、維持管理・運営段階で指定管理者制度を導入するものです。

通常の公共事業＋指定管理者制度の場合と同様に、公共施設には複数の機能が含まれることから、機能毎に指定管理者制度導入の是非を検討する必要があります。

また、指定管理者の選定を設計前に行ない、当該指定管理者の意見を設計に反映できる手法（指定管理者選定先行型）の導入も考えられます。

■ 図－ＤＢ＋Ｏ方式のイメージ

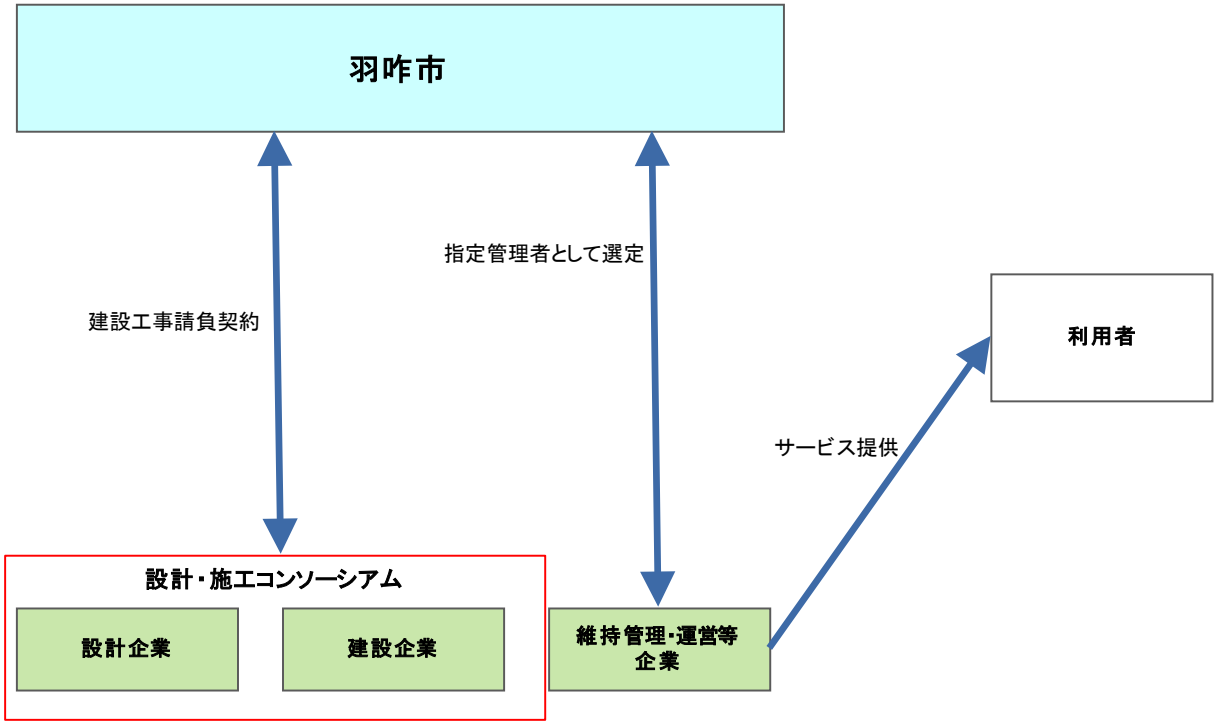

ＤＢＯ方式

羽咋市が設計・建設・維持管理・運営の各業務を一括して民間事業者に発注する手法です。羽咋市は、仕様発注ではなく、羽咋市の求める「サービスの内容」を提示し、当該サービスの実現方法についての計画及び事業方法について示した上で事業者を公募します。落札者は、リスクの配分や支払い内容などの詳細な契約項目について、契約（基本契約、建設工事請負契約、運営委託契約）を行政側と結んだ上で、事業を遂行し、サービスの提供を開始します。なお、設計・建設に係る費用については、補助金・市債・一般財源を活用し、維持管理・運営期間前に支払うこととなり、民間資金は活用しません。

なお、運営段階において、指定管理者制度を導入することが考えられますが、公共施設には複数の機能が含まれることから、機能毎に指定管理者制度導入の是非を検討する必要があります。

■ 図－ＤＢＯ方式のイメージ

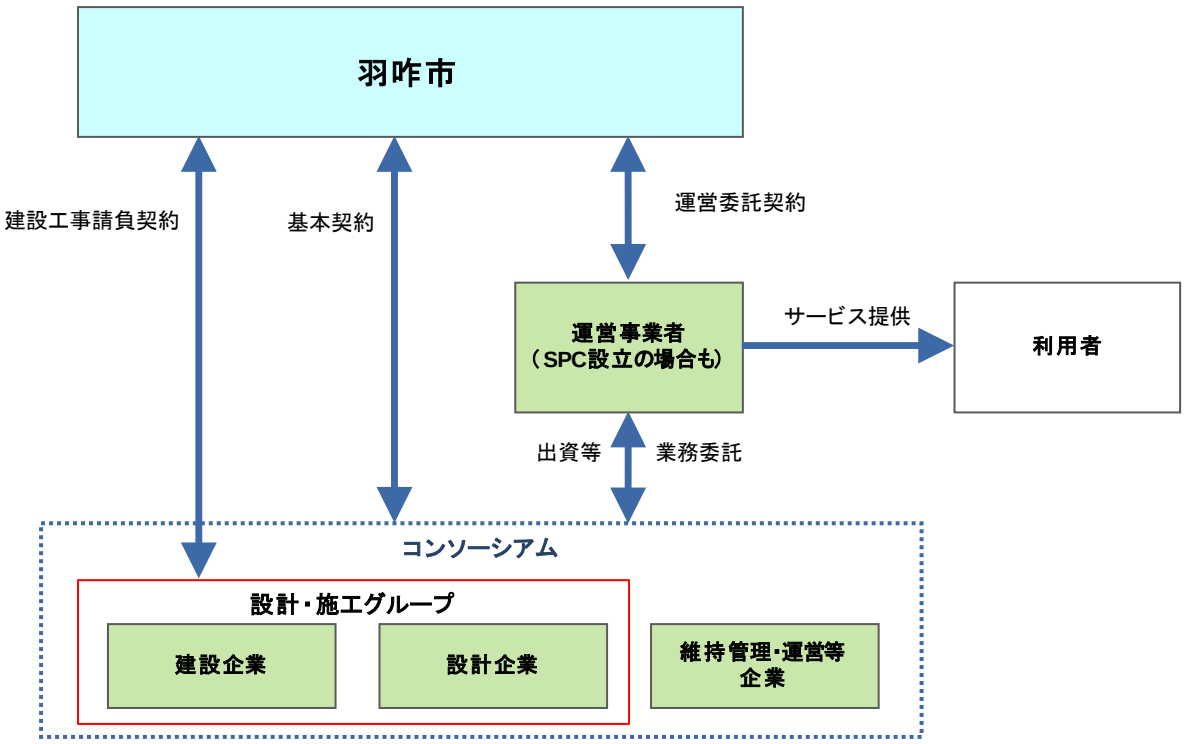

ＰＦＩ（ＢＴＯ方式）

羽咋市が設計・建設・維持管理・運営の各業務を一括して民間事業者に発注する手法です。羽咋市は、仕様発注ではなく、羽咋市の求める「サービスの内容」を提示し、当該サービスの実現方法についての計画及び事業方法について示した上で事業者を公募します。落札者は、リスクの配分や支払い内容などの詳細な契約項目について、契約（基本契約、建設工事請負契約、運営委託契約）を行政側と結んだ上で、事業を遂行し、サービスの提供を開始します。

なお、DBO 方式と異なり、設計・建設に係る費用については、補助金・市債により手当てできる部分については維持管理・運営期間前に支払うことが一般的ですが、不足分について、羽咋市は維持管理・運営期間を通して延払いで支払うこととなります。

また、PFI(BOT 方式)と異なり、公共施設が完成した段階で羽咋市に所有権を移転します。

■ 図－ＰＦＩ（ＢＴＯ方式）のイメージ

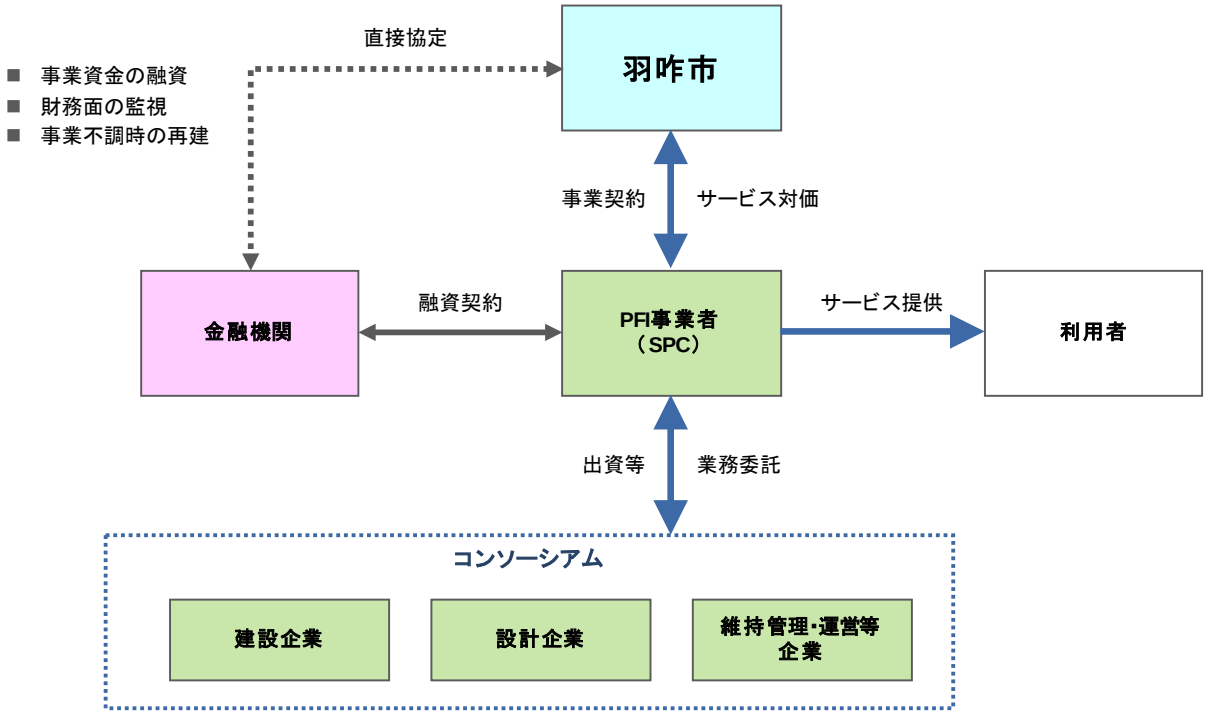

ＰＦＩ（ＢＯＴ方式）

羽咋市が設計・建設・維持管理・運営の各業務を一括して民間事業者に発注する手法です。羽咋市は、仕様発注ではなく、羽咋市の求める「サービスの内容」を提示し、当該サービスの実現方法についての計画及び事業方法について示した上で事業者を公募します。落札者は、リスクの配分や支払い内容などの詳細な契約項目について、契約（基本契約、建設工事請負契約、運営委託契約）を行政側と結んだ上で、事業を遂行し、サービスの提供を開始します。

なお、DBO 方式と異なり、設計・建設に係る費用については、補助金・市債により手当てできる部分については維持管理・運営期間前に支払うことが一般的ですが、不足分について、羽咋市は維持管理・運営期間を通して延払いで支払うこととなります。

また、PFI(BTO 方式)と異なり、公共施設が完成した段階で羽咋市に所有権を移転せず、民間事業者が公共施設を保有します。

■ 図－ＰＦＩ（ＢＯＴ方式）のイメージ

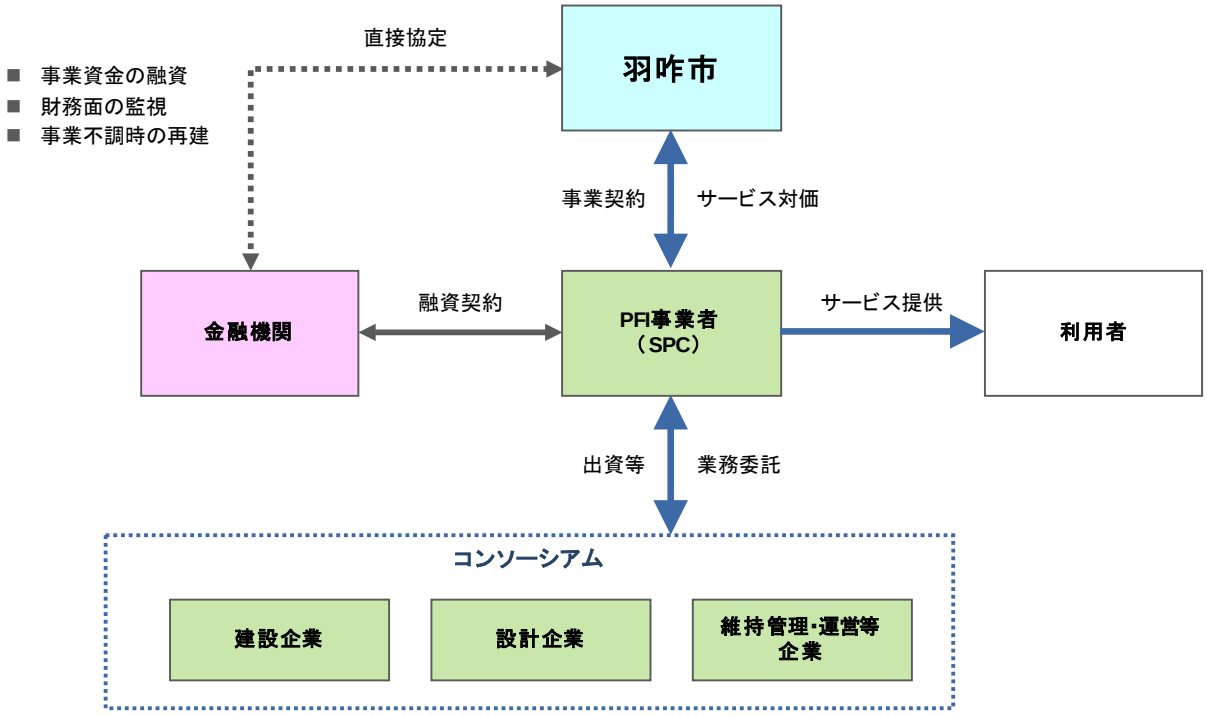

公有地活用事業（ＰＲＥ）

羽咋市が所有する公有地を、民間事業者に対して売却・貸付等を行うことにより、活用を図る手法です。この手法の中では、行政が土地の所有権を保持し続け、期間終了後は借地権がなくなる事業用定期借地権の事例が多くなっています。

定期借地権とは、借地借家法に定める借地権の一種であり、公有地の利活用を図る様々な事業手法で用いられます。定期借地権方式と呼ばれるものにも、民間施設のみ整備するもの、公共施設と民間施設を別棟で整備するもの、公共施設と民間施設を１棟（区分所有建物）で整備するもの、民間施設を整備しその一部の床を公共が借受けるものがあります。借地料の支払方法や公共側での活用方法は案件によって異なります。

■ 図－公有地活用事業（ＰＲＥ）のイメージ

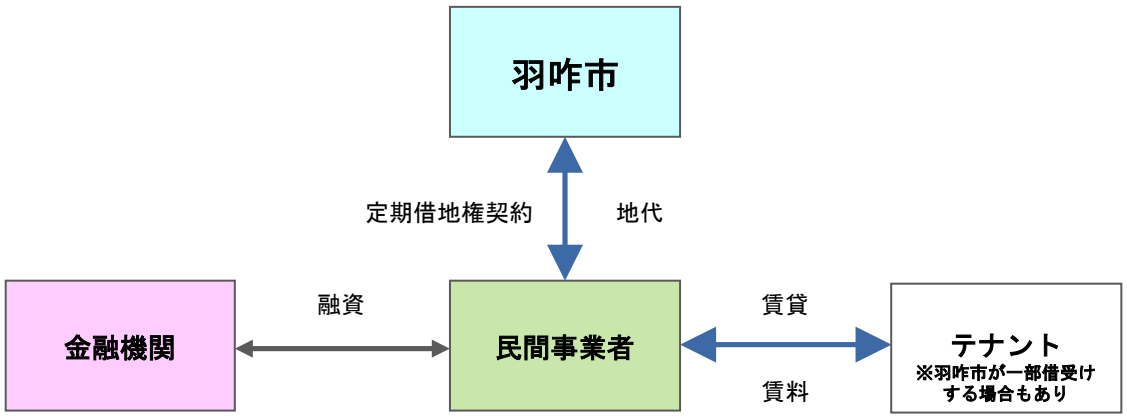

（３）事業手法の選定にあたってのポイント（定性的な評価）

公共施設における整備・運営事業に係る PPP/PFI 手法について、大きく違いが生じるのは①指定管理者制度の導入の有無、②設計・建設・維持管理・運営の一体化の有無、③民間資金活用の有無であり、これらの論点について整理します。

羽咋市においては、民間事業者のノウハウを最大限に活用するため、指定管理者制度の導入及び設計・建設・維持管理・運営の一体化を目指す一方、民間資金活用については、官民の金利差や国の補助メニュー等を考慮すると、ファイナンス面において必ずしも有利とはいえません。

以上より、羽咋市においては、現時点ではＤＢＯ方式（ＤＢ＋Ｏ、ＤＯ＋Ｂを含む）や、ＰＲＥ方式を有力な事業手法と捉え、今後、集中的に検討を進めるものとしますが、具体的な事業手法については、令和２年度に実施を予定している官民対話等を踏まえるとともに、市民等の意見を取り入れながら決定するものとします。

	指定管理者制度導入	設計・建設 維持管理・運営 の一体化	民間資金活用
通常の公共事業	×	×	×
通常の公共事業＋ 指定管理者制度	○	×	×
ＤＢ＋Ｏ方式	○	×	×
ＤＢＯ方式	○	○	×
ＰＦＩ （ＢＴＯ方式）	○	○	○
ＰＦＩ （ＢＯＴ方式）	○	○	○
公有地活用事業 （ＰＲＥ）	×	○	○

７－４　次年度の重点検討事項

（１）事業手法決定のプロセス（令和２年度）

引き続き、いしかわ地域プラットフォームを活用するとともに、内閣府やシンクタンクの支援を受けながら、第２回のサウンディング調査を実施し、事業手法の詳細な絞り込みを検討します。

これらの結果を踏まえ、羽咋市にとってメリットの高い事業手法を決定するとともに、プロポーザルを実施し、当該事業のパートナーとなる事業者を選定します。

なお、事業手法の選択により、契約や予算化の年度・手法が異なることになるため、交付金や起債の手続きも含め、十分留意し進めていきます。

（２）交流拠点施設の詳細機能（用途）

“第６章　整備計画”において整理した交流拠点施設の機能構成について、下記の交流機能及び商業機能の生活サービス機能の規模・配置・詳細な設備等も含め、具体的な検討を進めるとともに、商業機能の魅力向上機能については、今回のサウンディング調査等により可能性があると考えられるもので、かつ市民要望が多いホテル・スポーツジム・クリニック等を重点的に検討します。なお、これ以外には大型商業施設やマンション等も一定の市民要望が認められましたが、現時点では、今回のサウンディング調査等を踏まえ、可能性・実現性は高くないものと判断します。

基本機能	導入機能	機能構成
交流機能	子育て支援機能	●**屋内公園** 遊べる空間、絵本コーナー、休憩スペース
	学習機能	●**図書・学習スペース** 図書カフェ、学習・交流の場
	コミュニティ機能	●**シェアスペース** ｅスポーツ、パブリックビューイング、ミーティングルーム 料理教室、ＤＩＹ（工房）　等
	健康増進機能	●**スポーツスペース** 都市型スポーツ、ダンス、エクササイズ
商業機能	生活サービス機能	●**民間商業施設** 軽食カフェ、生活日用品店　等
	魅力向上機能 （民間からの提案）	●**民間商業施設** ホテル、スポーツジム、クリニック　等

参考資料

参考－１　第１回サウンディング型市場調査結果（要約）

（１）公有地の活用方法・事業手法について

事業形態については、民間による独立採算型は厳しいものの、混合型による可能性はあるとの意見でした。また、事業方式については、ＢＴＯ、ＤＢＯ、ＰＲＥなどに加え、設計施工一括方式や、設計段階で指定管理予定者を関わらせるなど、新しい方式についての提案もありました。

（２）交流拠点施設に導入する機能・規模・配置・組合せについて

交流機能の中でも、図書機能や遊具を備えた屋内広場の評価は高く、公共公益施設の用途については、好意的な意見が多数でありました。

一方で、商業施設が大きなウェートを占めるのではなく、公共公益施設が大きいほど、民間テナントが誘致しやすいなど、施設の割合や具体的な面積の考え方が示されました。

また、整備を段階的に進める上で、想定との差異が出た場合の対応として、余剰地を確保しておくなどの考え方が示されました。

（３）民間事業者が担える役割や付加できる施設及び事業について

民間事業者によるビル所有の可能性があることや、テナント撤退時のリスクなどについて提案があると同時に、商業収益施設として、ホテルの可能性や核となるテナントについての意見がありました。

一方で、飲食など商業施設を、公共施設の一部（目的外使用）とするなどの意見もありました。

また、地元事業者との連携が重要であるとの意見が多数ありました。

（４）対象用地の課題や工夫を要する条件について

羽咋市が追加で取得した用地と一体化したことや、羽咋駅前の立地条件について、事業実施の可能性がある用地であることが確認できました。定期借地などの権利関係については、煩雑さや融資の際の注意点などの意見がありました。

（５）その他

道の駅との連携やエリアマネジメントの必要性・可能性について提案がありました。都市交通の強化も含めた、ネットワーク形成をおこなうと同時に、賑わいを周辺に繋げることの重要性について、意見がありました。

参考－2 用語解説

PFI （Private Finance Initiative）

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

サービス購入型

民間事業者は、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行う。地方公共団体は、そのサービスの提供に対して対価を支払う PFI の事業類型。

独立採算型

民間事業者が、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する PFI の事業類型。

混合型

上記のサービス購入型と独立採算型を合わせた PFI の事業類型。

BTO （Build Transfer Operate）

民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に公共施設の管理者に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う PFI の事業方式。

DBO （Design Build and Operate）

民間事業者が対象施設の設計と建設及び運営を一括して行う事業方式。

PRE （Public Real Estate）

国や地方公共団体が所有する、公的不動産を有効活用する事業方式。公的不動産を民間事業者へ貸借する。

SPC （Special Purpose Company）

ＰＦＩ事業を行う際に、資金調達や債券の発行、投資家への利益の配分などの目的だけのために設立される特別目的会社。

エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営を積極的に行おうという取組み。

参考－3　羽咋駅周辺整備基本計画策定委員会　委員名簿

区　分	分　野	氏　名	職名及び所属団体名等
学識経験者	都市・交通計画	髙山　純一	金沢大学 理工研究域教授
関係団体等	商工	林　一夫	羽咋市商工会 会長
関係団体等	商工	坂野　哲夫	羽咋市商店会連合会 会長
関係団体等	商工	金井　亮太郎	羽咋市商業協同組合 理事長
関係団体等	公共交通	谷口　透	北鉄能登バス株式会社 常務取締役支配人
関係団体等	子育て	中屋　信枝	こすもす保育園 園長
関係行政機関職員	行政	塚田　祐子	北陸財務局 管財部管財総括第一課長
関係行政機関職員	行政	中村　博昭	石川県 土木部都市計画課長
関係行政機関職員	行政	口田　光也	石川県 土木部河川課長
市民	市民	釜谷　伸	町会長連合会
市民	市民	浅野　涼子	公募委員
市民	市民	幸田　美和子	公募委員
市民	市民	辻井　三幸	公募委員
市民	市民	永島　知佳	公募委員
市民	市民	本多　有紀	公募委員